

項	修正前	修正後(案)	主な理由等
第1章 第4節 (4P)	2 全庁的な検討体制の確立 (略) 非常時優先業務に必要な資源(庁舎、職員、電力、情報システム等)のとりまとめは、庁舎管理や人事、情報システム等の資源確保を担当する総務課が主体的に検討する。(略)	2 全庁的な検討体制の確立 (略) 非常時優先業務に必要な資源(庁舎、職員、電力、情報システム等)のとりまとめは、庁舎管理や人事等を担当する総務課及び情報システム等を担当する情報政策課が主体的に検討する。(略)	組織変更に伴う時点修正
第2章 第1節 (6P)	1 対象組織 防災拠点(本庁舎・各支所)、現地機関、教育委員会、佐用町消防団及び西はりま消防組合(佐用消防署)を対象組織とする。必要に応じ会議に自治会(自主防災組織)等、兵庫県佐用警察署、西播磨県民局、佐用警察署、佐用町社会福祉協議会、自衛隊、関西電力、日本赤十字社等の出席を求める。(略)	1 対象組織 防災拠点(本庁舎・各支所)、現地機関、教育委員会、佐用町消防団及び西はりま消防組合(佐用消防署)を対象組織とする。必要に応じ会議に自治会(自主防災組織)等、兵庫県たつの警察署、西播磨県民局、佐用町社会福祉協議会、自衛隊、関西電力送配電、日本赤十字社等の出席を求める。(略)	組織変更に伴う時点修正
第2章 第1節 (6P)	<p>■災害警戒本部・災害対策本部組織図</p>	<p>■災害警戒本部・災害対策本部組織図</p>	組織変更に伴う時点修正

項	修正前	修正後（案）	主な理由等																
第2章 第3節 (8P)	<p>■ 組織体制及び職員配備図</p> <p>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ光都土木事務所に水防指令1号が発令されたとき</p> <p>連絡員待機 企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員</p> <p>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防警報1号が発令されたとき</p> <p>企画防災課職員 ↔ コアメンバー 町長・副町長・教育長・消防署長・企画防災課長・総務課長 その他必要に応じ出席を求める。 迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。</p> <p>警戒体制 災害警戒本部設置 災害対策本部設置</p> <p>1号配備 (配備職員の1割程度) 2号配備 (配備職員の4割程度) 3-1号配備 (配備職員の7割程度) 3-2号配備 (全配備職員)</p> <p>※ 配備職員とは、各対策部の事務分掌中の業務に対応する人員の割合であり、初動期・応急期・復旧期で配備人員は異なる。</p>	<p>■ 組織体制及び職員配備図</p> <p>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m）に到達したとき</p> <p>連絡員待機 企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員</p> <p>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防警報1号が発令されたとき</p> <p>企画防災課職員 ↔ コアメンバー 町長・副町長・教育長・消防署長・企画防災課長・総務課長 その他必要に応じ出席を求める。 迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。 コアメンバーは、連絡員待機から警戒体制までに、各対策部の権限収集が必要と判断した場合、管理職を中心とした警戒準備体制を指示する。</p> <p>警戒体制 災害警戒本部設置 災害対策本部設置</p> <p>1号配備 (配備職員の1割程度) 2号配備 (配備職員の4割程度) 3-1号配備 (配備職員の7割程度) 3-2号配備 (全配備職員)</p> <p>※ 配備職員とは、各対策部の事務分掌中の業務に対応する人員の割合であり、初動期・応急期・復旧期で配備人員は異なる。</p>	佐用町独自修正 ・実態に応じて修正 ・コアメンバーは、警戒体制を設置する前に、必要に応じて警戒準備体制を指示することができることを追加																
第2章 第3節 (9P)	<p>(2) 組織体制基準及び職員配備基準</p> <table border="1" data-bbox="376 1038 1039 1166"> <thead> <tr> <th>組織体制</th> <th>組織体制基準</th> <th>配備</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡員待機</td> <td>町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号が発令されたとき</td> <td>連絡員配備</td> <td>企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員</td> </tr> </tbody> </table>	組織体制	組織体制基準	配備	配備人員	連絡員待機	町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号が発令されたとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員	<p>(2) 組織体制基準及び職員配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1093 1038 1756 1166"> <thead> <tr> <th>組織体制</th> <th>組織体制基準</th> <th>配備</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡員待機</td> <td>町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m）に到達したとき</td> <td>連絡員配備</td> <td>企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員</td> </tr> </tbody> </table>	組織体制	組織体制基準	配備	配備人員	連絡員待機	町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m）に到達したとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員	佐用町独自修正 ・実態に応じて修正
組織体制	組織体制基準	配備	配備人員																
連絡員待機	町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号が発令されたとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員																
組織体制	組織体制基準	配備	配備人員																
連絡員待機	町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m）に到達したとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員																
第2章 第4節 (10～11P)	<p>1 想定する危機事象の特定</p> <p>(1) 地震 ①～② (略)</p>	<p>1 想定する危機事象の特定</p> <p>(1) 地震 ①～② (略) ③ 直下型地震 <u>兵庫県では、県内どこでも起こりうるM7未満の断層（伏在断層）地震の被害予測を次のとおり行っている。</u></p>	直下型地震の追加にともなう修正																

項	修正前	修正後（案）	主な理由等																																																																																																																																																																														
	<p>③ 危機事象 想定する危機事象は、①及び②より佐用町で最も甚大な被害が想定される「山崎断層帯地震」とする。</p>	<table border="1" data-bbox="1111 137 1720 213"> <tr> <td>想定災害等</td> <td>種別</td> <td>地震規模</td> <td>佐用町の震度</td> </tr> <tr> <td>佐用町で震度5以上の揺れを生じさせると想定される地震</td> <td>佐用町直下型地震</td> <td>M6.9</td> <td>6強</td> </tr> </table> <p>④ 危機事象 ①、②及び③の結果から、佐用町で最も震度が大きいのは「山崎断層帯地震」と「佐用町直下型地震」である。 山崎断層帯地震（主部北西部）と佐用町直下型地震の被害想定は、基本項目（震度、建物被害、人的被害）のみであるため、想定する危機事象は、基本項目に加えてライフライン等の被害想定がされている山崎断層帯地震（大原、土万、安富、主部南東部）とする。</p>	想定災害等	種別	地震規模	佐用町の震度	佐用町で震度5以上の揺れを生じさせると想定される地震	佐用町直下型地震	M6.9	6強																																																																																																																																																																							
想定災害等	種別	地震規模	佐用町の震度																																																																																																																																																																														
佐用町で震度5以上の揺れを生じさせると想定される地震	佐用町直下型地震	M6.9	6強																																																																																																																																																																														
<p>第2章 第4節 (11～12P)</p>	<p>2 想定する危機事象による被害想定 (1) 地震（出典：平成22年第5回兵庫県防災会議地震災害対策計画専門委員会等）</p> <p>被害想定は、次のとおりとする。（早朝5時、夕方18時、風速6m/s以上）</p> <p>① 人的被害等</p> <table border="1" data-bbox="434 882 1041 1442"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">時間帯別被害想定</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>5時から6時</th> <th>18時から19時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人的被害 ・死者数</td> <td>建物倒壊</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・負傷者数 (うち重傷者)</td> <td>建物倒壊 (うち重傷者)</td> <td>86 4</td> <td>80 3</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">建物被害 ・全壊</td> <td>木造(揺れ)</td> <td>116</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>非木造(揺れ)</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>126</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>液状化(木造)</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>(非木造)</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>焼失</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・半壊(揺れ)</td> <td>木造</td> <td>1,228</td> <td>1,228</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>295</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">避難者数</td> <td>建物被害</td> <td>818</td> <td>818</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">断水による避難者</td> <td>1日後</td> <td>1,672</td> <td>1日後</td> <td>1,672</td> </tr> <tr> <td>4日後</td> <td>1,307</td> <td>4日後</td> <td>1,307</td> </tr> <tr> <td>1月後</td> <td>999</td> <td>1月後</td> <td>999</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難所生活者数</td> <td>1日後相当</td> <td>647</td> <td>1日後相当</td> <td>647</td> </tr> <tr> <td>約4日後</td> <td>293</td> <td>約4日後</td> <td>293</td> </tr> <tr> <td>約1月後</td> <td>39</td> <td>約1月後</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>	項目		時間帯別被害想定				5時から6時	18時から19時	人的被害 ・死者数	建物倒壊	7	7	がけ崩れ	9	9	火災	1	1	・負傷者数 (うち重傷者)	建物倒壊 (うち重傷者)	86 4	80 3	がけ崩れ	11	11	火災	0	0	建物被害 ・全壊	木造(揺れ)	116	116	非木造(揺れ)	8	8	がけ崩れ	126	126	液状化(木造)	15	15	(非木造)	5	5	焼失	1	1	・半壊(揺れ)	木造	1,228	1,228	非木造	50	50	がけ崩れ	295	295	避難者数	建物被害	818	818	断水による避難者	1日後	1,672	1日後	1,672	4日後	1,307	4日後	1,307	1月後	999	1月後	999	避難所生活者数	1日後相当	647	1日後相当	647	約4日後	293	約4日後	293	約1月後	39	約1月後	39	<p>2 想定する危機事象による被害想定 (1) 地震（出典：兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部編）等）</p> <p>被害想定は、次のとおりとする。（早朝5時、夕方18時、風速6m/s以上）</p> <p>① 人的被害等</p> <table border="1" data-bbox="1149 882 1756 1442"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">時間帯別被害想定</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>5時から6時</th> <th>18時から19時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人的被害 ・死者数</td> <td>建物倒壊</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・負傷者数 (うち重傷者)</td> <td>建物倒壊 (うち重傷者)</td> <td>75 3</td> <td>55 3</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">建物被害 ・全壊</td> <td>木造(揺れ)</td> <td>116</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>非木造(揺れ)</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>120</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>液状化(木造)</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>(非木造)</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>焼失</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・半壊(揺れ)</td> <td>木造</td> <td>1,231</td> <td>1,231</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>280</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">避難者数</td> <td>建物被害</td> <td>819</td> <td>819</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">断水による避難者</td> <td>1日後</td> <td>1,553</td> <td>1日後</td> <td>1,553</td> </tr> <tr> <td>4日後</td> <td>1,213</td> <td>4日後</td> <td>1,213</td> </tr> <tr> <td>1月後</td> <td>928</td> <td>1月後</td> <td>928</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難所生活者数</td> <td>1日後相当</td> <td>617</td> <td>1日後相当</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td>約4日後</td> <td>274</td> <td>約4日後</td> <td>274</td> </tr> <tr> <td>約1月後</td> <td>36</td> <td>約1月後</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	項目		時間帯別被害想定				5時から6時	18時から19時	人的被害 ・死者数	建物倒壊	8	6	がけ崩れ	8	8	火災	1	1	・負傷者数 (うち重傷者)	建物倒壊 (うち重傷者)	75 3	55 3	がけ崩れ	10	10	火災	0	0	建物被害 ・全壊	木造(揺れ)	116	116	非木造(揺れ)	8	8	がけ崩れ	120	120	液状化(木造)	15	15	(非木造)	6	6	焼失	1	1	・半壊(揺れ)	木造	1,231	1,231	非木造	50	50	がけ崩れ	280	280	避難者数	建物被害	819	819	断水による避難者	1日後	1,553	1日後	1,553	4日後	1,213	4日後	1,213	1月後	928	1月後	928	避難所生活者数	1日後相当	617	1日後相当	617	約4日後	274	約4日後	274	約1月後	36	約1月後	36	<p>被害想定にかかる情報元の変更及び数値の修正など</p>
項目		時間帯別被害想定																																																																																																																																																																															
		5時から6時	18時から19時																																																																																																																																																																														
人的被害 ・死者数	建物倒壊	7	7																																																																																																																																																																														
	がけ崩れ	9	9																																																																																																																																																																														
	火災	1	1																																																																																																																																																																														
・負傷者数 (うち重傷者)	建物倒壊 (うち重傷者)	86 4	80 3																																																																																																																																																																														
	がけ崩れ	11	11																																																																																																																																																																														
	火災	0	0																																																																																																																																																																														
建物被害 ・全壊	木造(揺れ)	116	116																																																																																																																																																																														
	非木造(揺れ)	8	8																																																																																																																																																																														
	がけ崩れ	126	126																																																																																																																																																																														
	液状化(木造)	15	15																																																																																																																																																																														
	(非木造)	5	5																																																																																																																																																																														
	焼失	1	1																																																																																																																																																																														
・半壊(揺れ)	木造	1,228	1,228																																																																																																																																																																														
	非木造	50	50																																																																																																																																																																														
	がけ崩れ	295	295																																																																																																																																																																														
避難者数	建物被害	818	818																																																																																																																																																																														
	断水による避難者	1日後	1,672	1日後	1,672																																																																																																																																																																												
		4日後	1,307	4日後	1,307																																																																																																																																																																												
		1月後	999	1月後	999																																																																																																																																																																												
	避難所生活者数	1日後相当	647	1日後相当	647																																																																																																																																																																												
		約4日後	293	約4日後	293																																																																																																																																																																												
約1月後		39	約1月後	39																																																																																																																																																																													
項目		時間帯別被害想定																																																																																																																																																																															
		5時から6時	18時から19時																																																																																																																																																																														
人的被害 ・死者数	建物倒壊	8	6																																																																																																																																																																														
	がけ崩れ	8	8																																																																																																																																																																														
	火災	1	1																																																																																																																																																																														
・負傷者数 (うち重傷者)	建物倒壊 (うち重傷者)	75 3	55 3																																																																																																																																																																														
	がけ崩れ	10	10																																																																																																																																																																														
	火災	0	0																																																																																																																																																																														
建物被害 ・全壊	木造(揺れ)	116	116																																																																																																																																																																														
	非木造(揺れ)	8	8																																																																																																																																																																														
	がけ崩れ	120	120																																																																																																																																																																														
	液状化(木造)	15	15																																																																																																																																																																														
	(非木造)	6	6																																																																																																																																																																														
	焼失	1	1																																																																																																																																																																														
・半壊(揺れ)	木造	1,231	1,231																																																																																																																																																																														
	非木造	50	50																																																																																																																																																																														
	がけ崩れ	280	280																																																																																																																																																																														
避難者数	建物被害	819	819																																																																																																																																																																														
	断水による避難者	1日後	1,553	1日後	1,553																																																																																																																																																																												
		4日後	1,213	4日後	1,213																																																																																																																																																																												
		1月後	928	1月後	928																																																																																																																																																																												
	避難所生活者数	1日後相当	617	1日後相当	617																																																																																																																																																																												
		約4日後	274	約4日後	274																																																																																																																																																																												
約1月後		36	約1月後	36																																																																																																																																																																													

項	修正前	修正後（案）	主な理由等
	<p>② ライフライン (表内) 項目 下水道（支障） 被害想定 1日後 <u>317</u>、4日後 <u>57</u>（復旧日数：<u>3.7</u>日）</p> <p>項目 電力 被害想定 <u>中央防災会議における山崎断層帯主部の地震動データ（内閣府提示分）の被害数を基に、阪神・淡路大震災の復旧記録を踏まえて、設備被害ならびに供給支障回線数などを検討した結果、送電設備および変電設備については直接的な被害はなく、また、配電設備については一部で被害が発生し、一時的な停電が発生するものと想定されるが、致命的な長時間の停電には至らないものと想定される。</u></p> <p><u>なお、地震による家屋や樹木の倒壊、土砂崩れや地滑りなどの事象が発生したことによる二次的な設備被害により停電が発生した場合は、要因となる事象の復旧と連動した復旧になる場合がある。</u></p> <p>項目 電話 被害想定 (略) ■ 固定電話の被災想定回線数（N T T／加入電話・ひかり電話） 震度階別想定被災率（震度6強）1,282回線（13.5%）</p>	<p>② ライフライン (表内) 項目 下水道（支障） 被害想定 1日後 <u>213</u>、4日後 <u>5</u>（復旧日数：<u>3</u>日）</p> <p>項目 電力 被害想定 <u>関西電力（株）による被害想定結果</u> ■ <u>停電軒数 557軒（2.8%）</u></p> <p>項目 電話 被害想定 (略) ■ 固定電話の被災想定回線数（N T T／<u>固定電話・ネット回線</u>） 震度階別想定被災率（震度6強）1,282回線（13.5%）</p>	

項	修正前	修正後 (案)	主な理由等																												
第2章 第5節 (17P, 20P)	(別表2) 災害応急対策業務の業務継続目標 (表内) 情報の収集及び伝達 3時間以内 ・情報の伝達 (避難勧告の発令等) 生活支援対策 1週間以内 ・災害弔慰金等支給 ・風呂の無料開放	(別表2) 災害応急対策業務の業務継続目標 (表内) 情報の収集及び伝達 3時間以内 ・情報の伝達 (避難指示の発令等) 生活支援対策 3日以内 ・風呂の無料開放 1か月以内 ・災害弔慰金等																													
第2章 第5節 (21P)	(別表3) 各課の通常業務の業務継続目標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>・秘書及び渉外・公印の保管</td> <td>・電子情報・個人情報保護及び情報セキュリティ ・選挙管理委員会</td> <td>・文書の取受及び発送 ・行政事務調整 ・工事の入札及び契約 ・自動車臨時運行許可</td> <td>・職員の人事、給与及び給料 ・町有財産の取得、管理等 ・予算及び財政計画 ・地方交付税等交付金 ・起債、一時借入金</td> <td>・議会提案 ・広報及び広報 ・職員共済組合等 ・財政基金 ・文書法制事務、告示</td> <td>・職員の人事評価、研修 ・儀式、式典、ほう賞及び表彰 ・行財政改革 ・委員会、審議会、審議会等 ・各種統計 ・地域交通事業等の記録</td> </tr> </tbody> </table>	課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	総務課	・秘書及び渉外・公印の保管	・電子情報・個人情報保護及び情報セキュリティ ・選挙管理委員会	・文書の取受及び発送 ・行政事務調整 ・工事の入札及び契約 ・自動車臨時運行許可	・職員の人事、給与及び給料 ・町有財産の取得、管理等 ・予算及び財政計画 ・地方交付税等交付金 ・起債、一時借入金	・議会提案 ・広報及び広報 ・職員共済組合等 ・財政基金 ・文書法制事務、告示	・職員の人事評価、研修 ・儀式、式典、ほう賞及び表彰 ・行財政改革 ・委員会、審議会、審議会等 ・各種統計 ・地域交通事業等の記録	(別表3) 各課の通常業務の業務継続目標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>・秘書及び渉外・公印の保管</td> <td>・選挙管理委員会</td> <td>・文書の取受及び発送 ・行政事務調整 ・工事の入札及び契約 ・自動車臨時運行許可</td> <td>・職員の人事、給与及び給料 ・町有財産の取得、管理等 ・予算及び財政計画 ・地方交付税等交付金 ・起債、一時借入金</td> <td>・議会提案 ・職員共済組合等 ・財政基金 ・文書法制事務、告示</td> <td>・職員の人事評価、研修 ・儀式、式典、ほう賞及び表彰 ・行財政改革 ・委員会、審議会、審議会等 ・各種統計 ・地域交通事業等の記録</td> </tr> </tbody> </table>	課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	総務課	・秘書及び渉外・公印の保管	・選挙管理委員会	・文書の取受及び発送 ・行政事務調整 ・工事の入札及び契約 ・自動車臨時運行許可	・職員の人事、給与及び給料 ・町有財産の取得、管理等 ・予算及び財政計画 ・地方交付税等交付金 ・起債、一時借入金	・議会提案 ・職員共済組合等 ・財政基金 ・文書法制事務、告示	・職員の人事評価、研修 ・儀式、式典、ほう賞及び表彰 ・行財政改革 ・委員会、審議会、審議会等 ・各種統計 ・地域交通事業等の記録	時点修正 ・総務課
課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																									
総務課	・秘書及び渉外・公印の保管	・電子情報・個人情報保護及び情報セキュリティ ・選挙管理委員会	・文書の取受及び発送 ・行政事務調整 ・工事の入札及び契約 ・自動車臨時運行許可	・職員の人事、給与及び給料 ・町有財産の取得、管理等 ・予算及び財政計画 ・地方交付税等交付金 ・起債、一時借入金	・議会提案 ・広報及び広報 ・職員共済組合等 ・財政基金 ・文書法制事務、告示	・職員の人事評価、研修 ・儀式、式典、ほう賞及び表彰 ・行財政改革 ・委員会、審議会、審議会等 ・各種統計 ・地域交通事業等の記録																									
課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																									
総務課	・秘書及び渉外・公印の保管	・選挙管理委員会	・文書の取受及び発送 ・行政事務調整 ・工事の入札及び契約 ・自動車臨時運行許可	・職員の人事、給与及び給料 ・町有財産の取得、管理等 ・予算及び財政計画 ・地方交付税等交付金 ・起債、一時借入金	・議会提案 ・職員共済組合等 ・財政基金 ・文書法制事務、告示	・職員の人事評価、研修 ・儀式、式典、ほう賞及び表彰 ・行財政改革 ・委員会、審議会、審議会等 ・各種統計 ・地域交通事業等の記録																									
第2章 第5節 (21P)							・情報政策課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報政策課</td> <td></td> <td>・電子情報・個人情報保護及び情報セキュリティ</td> <td></td> <td></td> <td>・広報及び広聴</td> <td>・各種統計 ・地域交通事業等の記録 ・審議会(情報公開、個人情報)</td> </tr> </tbody> </table>	課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	情報政策課		・電子情報・個人情報保護及び情報セキュリティ			・広報及び広聴	・各種統計 ・地域交通事業等の記録 ・審議会(情報公開、個人情報)										
課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																									
情報政策課		・電子情報・個人情報保護及び情報セキュリティ			・広報及び広聴	・各種統計 ・地域交通事業等の記録 ・審議会(情報公開、個人情報)																									
第2章 第5節 (21P)							・企画防災課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画防災課</td> <td>・災害対策本部</td> <td></td> <td>・公共交通対策</td> <td>・災害復興本部 ・防犯対策(防犯灯等)</td> <td>・通商計画 ・避難計画 ・西播磨市町島倉・兵庫岡山隣接市町村協議会 ・災害対応に係る検証 ・交通安全対策 ・交通災害防止 ・水防計画</td> <td>・総合企画 ・委員会、審議会 ・まちづくりの推進 ・復興計画の総合的推進 ・災害対応に係る検証 ・地域交流及び国際交流 ・まちづくり事業の総合調整 ・貯蓄み保存事業 ・地域防災計画及びマニュアル ・水防計画</td> </tr> </tbody> </table>	課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	企画防災課	・災害対策本部		・公共交通対策	・災害復興本部 ・防犯対策(防犯灯等)	・通商計画 ・避難計画 ・西播磨市町島倉・兵庫岡山隣接市町村協議会 ・災害対応に係る検証 ・交通安全対策 ・交通災害防止 ・水防計画	・総合企画 ・委員会、審議会 ・まちづくりの推進 ・復興計画の総合的推進 ・災害対応に係る検証 ・地域交流及び国際交流 ・まちづくり事業の総合調整 ・貯蓄み保存事業 ・地域防災計画及びマニュアル ・水防計画										
課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																									
企画防災課	・災害対策本部		・公共交通対策	・災害復興本部 ・防犯対策(防犯灯等)	・通商計画 ・避難計画 ・西播磨市町島倉・兵庫岡山隣接市町村協議会 ・災害対応に係る検証 ・交通安全対策 ・交通災害防止 ・水防計画	・総合企画 ・委員会、審議会 ・まちづくりの推進 ・復興計画の総合的推進 ・災害対応に係る検証 ・地域交流及び国際交流 ・まちづくり事業の総合調整 ・貯蓄み保存事業 ・地域防災計画及びマニュアル ・水防計画																									
第2章 第5節 (22P)							・住民課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民課</td> <td></td> <td>・煙火等の許可</td> <td>・戸籍、住民登録等 ・印章の登録 ・身分証明その他証明 ・上下水道の患部受付</td> <td>・国民健康保険、国民年金福祉年金等の相談等 ・福祉医療費助成 ・後期高齢者医療 ・公害対策</td> <td>・自然保護、環境衛生 ・児童発達 ・国民健康保険税の賦課徴収 ・介護保険料の賦課徴収</td> <td>・自然保護、環境衛生 ・児童発達 ・国民健康保険税の賦課徴収 ・福祉医療費助成 ・後期高齢者医療 ・公害対策</td> </tr> </tbody> </table>	課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	住民課		・煙火等の許可	・戸籍、住民登録等 ・印章の登録 ・身分証明その他証明 ・上下水道の患部受付	・国民健康保険、国民年金福祉年金等の相談等 ・福祉医療費助成 ・後期高齢者医療 ・公害対策	・自然保護、環境衛生 ・児童発達 ・国民健康保険税の賦課徴収 ・介護保険料の賦課徴収	・自然保護、環境衛生 ・児童発達 ・国民健康保険税の賦課徴収 ・福祉医療費助成 ・後期高齢者医療 ・公害対策										
課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																									
住民課		・煙火等の許可	・戸籍、住民登録等 ・印章の登録 ・身分証明その他証明 ・上下水道の患部受付	・国民健康保険、国民年金福祉年金等の相談等 ・福祉医療費助成 ・後期高齢者医療 ・公害対策	・自然保護、環境衛生 ・児童発達 ・国民健康保険税の賦課徴収 ・介護保険料の賦課徴収	・自然保護、環境衛生 ・児童発達 ・国民健康保険税の賦課徴収 ・福祉医療費助成 ・後期高齢者医療 ・公害対策																									
第2章 第5節 (22P)							・健康福祉課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉課</td> <td></td> <td>・感染症の予防及び防疫</td> <td>・生活保護 ・産後ケア、行旅死病人 ・高齢者の移送 ・健康相談、健康診査及び訪問指導</td> <td>・児童福祉 ・特別児童手帳 ・手形接産及び健診等 ・母子保健、歯科保健事業 ・生涯学習施設 ・栄養指導及び訪問指導</td> <td>・児童福祉 ・特別児童手帳 ・手形接産及び健診等 ・母子保健、歯科保健事業 ・生涯学習施設 ・栄養指導及び訪問指導</td> <td>・児童福祉 ・特別児童手帳 ・手形接産及び健診等 ・母子保健、歯科保健事業 ・生涯学習施設 ・栄養指導及び訪問指導</td> </tr> </tbody> </table>	課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	健康福祉課		・感染症の予防及び防疫	・生活保護 ・産後ケア、行旅死病人 ・高齢者の移送 ・健康相談、健康診査及び訪問指導	・児童福祉 ・特別児童手帳 ・手形接産及び健診等 ・母子保健、歯科保健事業 ・生涯学習施設 ・栄養指導及び訪問指導	・児童福祉 ・特別児童手帳 ・手形接産及び健診等 ・母子保健、歯科保健事業 ・生涯学習施設 ・栄養指導及び訪問指導	・児童福祉 ・特別児童手帳 ・手形接産及び健診等 ・母子保健、歯科保健事業 ・生涯学習施設 ・栄養指導及び訪問指導										
課	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																									
健康福祉課		・感染症の予防及び防疫	・生活保護 ・産後ケア、行旅死病人 ・高齢者の移送 ・健康相談、健康診査及び訪問指導	・児童福祉 ・特別児童手帳 ・手形接産及び健診等 ・母子保健、歯科保健事業 ・生涯学習施設 ・栄養指導及び訪問指導	・児童福祉 ・特別児童手帳 ・手形接産及び健診等 ・母子保健、歯科保健事業 ・生涯学習施設 ・栄養指導及び訪問指導	・児童福祉 ・特別児童手帳 ・手形接産及び健診等 ・母子保健、歯科保健事業 ・生涯学習施設 ・栄養指導及び訪問指導																									

項	修正前						修正後 (案)						主な理由等																																																																																																
第2章 第5節 (22P)	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>高年介護課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 老人保護措置 在宅福祉サービス 介護保険サービス 家族介護支援 地域包括支援センターの運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 介護認定及び受給者管理 要支援者の訪問調査及び実施把握 介護保険認定審査会 入所判定委員会 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 介護保険料の賦課徴収 介護予防、生活支援サービス </td> </tr> </table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	高年介護課			<ul style="list-style-type: none"> 老人保護措置 在宅福祉サービス 介護保険サービス 家族介護支援 地域包括支援センターの運営 	<ul style="list-style-type: none"> 介護認定及び受給者管理 要支援者の訪問調査及び実施把握 介護保険認定審査会 入所判定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> 地福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 介護保険料の賦課徴収 介護予防、生活支援サービス 	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>高年介護課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 老人保護措置 高齢者の移送施設 在宅福祉サービス 介護保険サービス 家族介護支援 地域包括支援センターの運営 高齢者の虐待防止 権利擁護 高齢者総合相談、支援 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 介護認定及び受給者管理 要支援者の訪問調査及び実施把握 介護保険認定審査会 入所判定委員会 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 介護保険料の賦課徴収 介護予防、生活支援サービス </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 介護保険料の賦課徴収 介護予防、生活支援サービス </td> </tr> </table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	高年介護課			<ul style="list-style-type: none"> 老人保護措置 高齢者の移送施設 在宅福祉サービス 介護保険サービス 家族介護支援 地域包括支援センターの運営 高齢者の虐待防止 権利擁護 高齢者総合相談、支援 	<ul style="list-style-type: none"> 介護認定及び受給者管理 要支援者の訪問調査及び実施把握 介護保険認定審査会 入所判定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 介護保険料の賦課徴収 介護予防、生活支援サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 地福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 介護保険料の賦課徴収 介護予防、生活支援サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・高年介護課 																																																																														
目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																																																																																																							
高年介護課			<ul style="list-style-type: none"> 老人保護措置 在宅福祉サービス 介護保険サービス 家族介護支援 地域包括支援センターの運営 	<ul style="list-style-type: none"> 介護認定及び受給者管理 要支援者の訪問調査及び実施把握 介護保険認定審査会 入所判定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> 地福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 介護保険料の賦課徴収 介護予防、生活支援サービス 																																																																																																							
目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																																																																																																							
高年介護課			<ul style="list-style-type: none"> 老人保護措置 高齢者の移送施設 在宅福祉サービス 介護保険サービス 家族介護支援 地域包括支援センターの運営 高齢者の虐待防止 権利擁護 高齢者総合相談、支援 	<ul style="list-style-type: none"> 介護認定及び受給者管理 要支援者の訪問調査及び実施把握 介護保険認定審査会 入所判定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 介護保険料の賦課徴収 介護予防、生活支援サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 地福祉センターの管理運営 高齢者クラブ 老人介護の相談及び助言 介護保険料の賦課徴収 介護予防、生活支援サービス 																																																																																																							
第2章 第5節 (23P)	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>農林振興課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 農業及び畜産公営・農機具運搬車申請書受付等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧・復興 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 地籍調査事業の計画、推進、実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 畜産公営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農林振興課 </td> </tr> <tr> <td>農林振興課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧・復興 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 地籍調査事業の計画、推進、実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 畜産公営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農林振興課 </td> </tr> <tr> <td>第2章 第5節 (23～24P)</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 治水 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設課 </td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 治水 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設課 </td> </tr> <tr> <td>第2章 第5節 (24P)</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>第2章 第5節 (25P)</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> </table></td></tr></table></td></tr></table></td></tr></table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	農林振興課			<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 	<ul style="list-style-type: none"> 農業及び畜産公営・農機具運搬車申請書受付等 	<ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧・復興 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 畜産公営 	<ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林振興課 	農林振興課			<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 	<ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧・復興 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 畜産公営 	<ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林振興課 	第2章 第5節 (23～24P)	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 治水 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設課 </td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 治水 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設課 </td> </tr> <tr> <td>第2章 第5節 (24P)</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>第2章 第5節 (25P)</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> </table></td></tr></table></td></tr></table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	建設課					<ul style="list-style-type: none"> 治水 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 	建設課					<ul style="list-style-type: none"> 治水 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 	第2章 第5節 (24P)	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>第2章 第5節 (25P)</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> </table></td></tr></table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	上下水道課			<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 	上下水道課			<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 	第2章 第5節 (25P)	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> </table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	生涯学習課					<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 	生涯学習課					<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課
目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																																																																																																							
農林振興課			<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 	<ul style="list-style-type: none"> 農業及び畜産公営・農機具運搬車申請書受付等 	<ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧・復興 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 畜産公営 	<ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林振興課 																																																																																																					
農林振興課			<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 	<ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧・復興 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲 病虫害の防除 家畜伝染病対策 畜産公営 	<ul style="list-style-type: none"> 農業金融制度 農地等の災害復旧 農会会長、委員会、協議会等 農業青年会 農業生産者協議会 土地改良区、土地改良事業 農道整備事業 かんがい用水路及びたの池整備事業 林道及び作業道事業 森林計画 林地崩壊防止事業 財産区及び集落有財産 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林振興課 																																																																																																						
第2章 第5節 (23～24P)	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 治水 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設課 </td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 治水 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設課 </td> </tr> <tr> <td>第2章 第5節 (24P)</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>第2章 第5節 (25P)</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> </table></td></tr></table></td></tr></table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	建設課					<ul style="list-style-type: none"> 治水 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 	建設課					<ul style="list-style-type: none"> 治水 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 	第2章 第5節 (24P)	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>第2章 第5節 (25P)</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> </table></td></tr></table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	上下水道課			<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 	上下水道課			<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 	第2章 第5節 (25P)	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> </table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	生涯学習課					<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 	生涯学習課					<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 																										
目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																																																																																																							
建設課					<ul style="list-style-type: none"> 治水 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 																																																																																																					
建設課					<ul style="list-style-type: none"> 治水 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川その他土木施設 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 土地利用計画・河川復興事業 国県道の建設事業の推進 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 建築基準法の施行 公有土地及び水面・都市計画 開発行為の調整 国土調査法の施行 法定外公共物 委員会等 公共用地の取得 屋外広告物 公共事業に伴う補償及び登記 河川復興事業の推進 河川復興事業に係る公共用地の取得 地籍調査事業の計画、推進、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 																																																																																																					
第2章 第5節 (24P)	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 </td> </tr> <tr> <td>第2章 第5節 (25P)</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> </table></td></tr></table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	上下水道課			<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 	上下水道課			<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 	第2章 第5節 (25P)	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> </table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	生涯学習課					<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 	生涯学習課					<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 																																																					
目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																																																																																																							
上下水道課			<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 																																																																																																				
上下水道課			<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金の徴収及び納付整理等 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給施設の維持管理 上下水道施設等の維持管理 消火栓の管理 上下水道の連絡交付 	<ul style="list-style-type: none"> 水道資源及び水質の保全 生活排水施設の水質の保全 上下水道の使用の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業の記録の整理保管等 上下水道事業の広報普及活動 上下水道審議会 上下水道の配管図及び調査長の整備及び管理並びに財産の管理 上下水道の事業計画、事業推進 上下水道及び排水の施設整備計画 生活排水処理施設の整備 雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 上下水道の設備に係る河川の占用 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 																																																																																																					
第2章 第5節 (25P)	<table border="1"> <tr> <th>目標時間</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1か月以内</th> <th>応急・復旧後</th> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 </td> </tr> </table>	目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後	生涯学習課					<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 	生涯学習課					<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 																																																																																	
目標時間	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内	応急・復旧後																																																																																																							
生涯学習課					<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 																																																																																																				
生涯学習課					<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 パソコン講座等IT関連事業 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の総合企画及び推進 まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） 生涯学習施設の管理及び運営 人権啓発事業 社会教育関係団体の育成指導 青少年育成 芸術文化の振興、関係団体の育成 生涯学習事業の運営 老年大学、障がい者教室の開設運営 自治会の生涯学習活動 芸術文化事業の実施 郷土文化の継承及び保存 スポーツ振興事業の推進 社会体育の推進及び事業実施 レクリエーション活動の振興 社会体育施設の管理及び運営 スポーツクラブ21ひろこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 																																																																																																				

項	修正前							修正後(案)							主な理由等		
第2章 第5節 (25P)	課 会計課	3時間以内 ・災害義捐金口座の開設	24時間以内 ・現金の取納及び保管 ・歳計外現金の出納 ・支出負担行為の承認 ・支出命令書の審査 ・小切手の振出 ・口座振替払等支払 ・FID処理等	3日以内 ・日額の確認、日計作成 ・口座振替等収入 ・国庫金等公金の収入	1週間以内 ・有価証券の出納及び保管 ・給与関係の審査及び支払	1か月以内 ・指定金融機関との調整等 ・公益管理委員会 ・決算書作成	応急・復旧後	課 会計課	3時間以内 ・災害義捐金口座の開設	24時間以内 ・現金の取納及び保管 ・歳計外現金の出納 ・支出負担行為の承認 ・支出命令書の審査 ・小切手の振出 ・口座振替払等支払 ・ 伝送 処理等	3日以内 ・日額の確認、日計作成 ・口座振替等収入 ・国庫金等公金の収入	1週間以内 ・有価証券の出納及び保管 ・給与関係の審査及び支払	1か月以内 ・指定金融機関との調整等 ・公益管理委員会 ・決算書作成	応急・復旧後	・会計課		
第2章 第5節 (26P)	課 支所、出張所	3時間以内 ・消防団との連絡調整 ・被害状況の調査等	24時間以内 ・火災葬の許可	3日以内 ・戸籍、住民登録、印鑑の登録及び証明 ・身分証明その他証明 ・行跡確認 ・各種相談業務 ・職務証明、相談 ・上下水道の申請、受付	1週間以内 ・所管施設の維持管理 ・関係、年金、福祉医療、後期高齢者、障害者福祉、介護保険窓口業務 ・児童福祉業務	1か月以内 ・交通安全対策 ・ 交通災害共済業務	応急・復旧後	課 支所、出張所	3時間以内 ・消防団との連絡調整 ・被害状況の調査等	24時間以内 ・火災葬の許可	3日以内 ・戸籍、住民登録、印鑑の登録及び証明 ・身分証明その他証明 ・行跡確認 ・各種相談業務 ・職務証明、相談 ・上下水道の申請、受付	1週間以内 ・所管施設の維持管理 ・関係、年金、福祉医療、後期高齢者、障害者福祉、介護保険窓口業務 ・児童福祉業務	1か月以内 ・交通安全対策	応急・復旧後	・支所・出張所		
第2章 第5節 (26～27P)	課 教育委員会	3時間以内 ・教職員の募集、安否確認 ・児童、生徒の安否確認	24時間以内	3日以内 ・通学路の安全性の確保 ・学校施設管理 ・学校給食施設の管理運営	1週間以内 ・教職員の人事、給与等 ・教育委員会規程等の制定、改定 ・指定文化財の指定及び解除 ・古文書の調査、整理及び保存 ・研究及び研修 ・学校教育統計 ・教職員の免許事務	1か月以内 ・予算及び決算 ・青少年育成センター	応急・復旧後	課 教育課	3時間以内 ・教職員の募集、安否確認 ・児童、生徒の安否確認	24時間以内	3日以内 ・通学路の安全性の確保 ・学校施設管理 ・学校給食施設の管理運営	1週間以内 ・教職員の人事、給与等 ・教育委員会規程等の制定、改定 ・指定文化財の指定及び解除 ・古文書の調査、整理及び保存 ・研究及び研修 ・学校教育統計 ・教職員の免許事務	1か月以内 ・予算及び決算 ・青少年育成センター	応急・復旧後	・教育課		
第2章 第5節 (27P)	課 保育園	3時間以内 ・園児の安否確認	24時間以内	3日以内 ・保育園の維持管理	1週間以内 ・乳幼児の保育 ・各保育園間の連携	1か月以内 ・保育園の事務	応急・復旧後	課 保育園	3時間以内 ・ 保育園の維持管理運営	24時間以内	3日以内	1週間以内 ・乳幼児の保育 ・各保育園間の連携	1か月以内 ・保育園の事務	応急・復旧後	・保育園		
第2章 第5節 (-P)	課 朝霧園	3時間以内 ・老人の養護	24時間以内 ・養護老人ホームの維持管理	3日以内 ・老人ホームの運営	1週間以内 ・社会福祉施設との連携 ・社会福祉協議会事業との連携	1か月以内 ・応急・復旧後	(削除)	課 朝霧園	3時間以内 ・老人の養護	24時間以内 ・養護老人ホームの維持管理	3日以内 ・老人ホームの運営	1週間以内 ・社会福祉施設との連携 ・社会福祉協議会事業との連携	1か月以内 ・応急・復旧後	・朝霧園 (R3.4.1より社会福祉協議会が指定管理運営)			
第2章 第5節 (27P)	課 子育て支援センター	3時間以内 ・子育て支援センターの管理運営	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内 ・子育て支援 ・健康相談、健康教育及び訪問指導 ・児童、母子の訪問審査等	応急・復旧後	課 子育て支援センター	3時間以内 ・子育て支援センターの管理運営	24時間以内	3日以内	1週間以内	1か月以内 ・子育て支援 ・ 子育て相談	応急・復旧後 ・ 両親教育事業	・子育て支援センター		
第2章 第5節 (28P)	(別表4) 非常時優先業務の業務継続目標	1 統括部 (企画防災課、総務課広報室)					課・室名 (配備人員)	参集想定人員	(別表4) 非常時優先業務の業務継続目標	1 統括部 (企画防災課、 情報政策課 広報室)					課・室名 (配備人員)	参集想定人員	時点修正 ・統括部
業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集想定人員	業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集想定人員								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								
1か月以内	(略)	(略)	(略)	(略)	1か月以内	(略)	(略)	(略)	(略)								
応急・復旧後	(略)	(略)	(略)	(略)	応急・復旧後	(略)	(略)	(略)	(略)								
※課・室名(配備人員)は、平成29年度職員配備計画の配備人員(略)					※課・室名(配備人員)は、 令和4 年度職員配備計画の配備人員(略)												

項	修正前				修正後（案）				主な理由等																																																																																
第2章 第5節 (29～31P)	2 総務対策部（総務課〔広報室除く〕、会計課、議会事務局、税務課） <table border="1" data-bbox="365 161 1052 534"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> <tr> <td></td> <th>応急業務</th> <th>通常業務</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略)</td> <td>(略) ・FD処理等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td>(略)</td> <td>(略) ・広報及び広聴 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td>(略)</td> <td>(略) ・各種統計 ・地域交流事業等の記録 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、平成29年度職員配備計画の配備人員（略）</p>				業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員		応急業務	通常業務			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3日以内	(略)	(略) ・FD処理等			(略)	(略)	(略)			1か月以内	(略)	(略) ・広報及び広聴 (略)			応急・復旧後	(略)	(略) ・各種統計 ・地域交流事業等の記録 (略)			2 総務対策部（総務課、 <u>情報政策課</u> 〔広報室除く〕、会計課、議会事務局、税務課） <table border="1" data-bbox="1081 161 1769 534"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> <tr> <td></td> <th>応急業務</th> <th>通常業務</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略)</td> <td>(略) ・<u>伝送</u>処理等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td>(略)</td> <td>(略) <u>・審査会(情報公開・個人情報)</u> (略) <u>・町税の納税相談</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、<u>令和4</u>年度職員配備計画の配備人員（略）</p>				業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員		応急業務	通常業務			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3日以内	(略)	(略) ・ <u>伝送</u> 処理等			(略)	(略)	(略)			1か月以内	(略)	(略)			応急・復旧後	(略)	(略) <u>・審査会(情報公開・個人情報)</u> (略) <u>・町税の納税相談</u>			・総務対策部										
業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																																																																					
	応急業務	通常業務																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																					
3日以内	(略)	(略) ・FD処理等																																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																																							
1か月以内	(略)	(略) ・広報及び広聴 (略)																																																																																							
応急・復旧後	(略)	(略) ・各種統計 ・地域交流事業等の記録 (略)																																																																																							
業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																																																																					
	応急業務	通常業務																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																					
3日以内	(略)	(略) ・ <u>伝送</u> 処理等																																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																																							
1か月以内	(略)	(略)																																																																																							
応急・復旧後	(略)	(略) <u>・審査会(情報公開・個人情報)</u> (略) <u>・町税の納税相談</u>																																																																																							
第2章 第5節 (32～33P)	3 生活対策部（住民課、クリーンセンター、商工観光課、生涯学習課） <table border="1" data-bbox="365 611 1052 1144"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th>参集 想定人員</th> <th>業務開始 目標時間</th> </tr> <tr> <td></td> <th>応急業務</th> <th>通常業務</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 24時間以内 (計17名)</td> <td>■ 1時間以内</td> </tr> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略)</td> <td>(略) ・上下水道の申請受付 (略)</td> <td></td> <td>■ 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名</td> </tr> <tr> <td>1週間以内</td> <td>(略) ・風呂の無料開放 (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td>(略)</td> <td>(略) ・介護保険料の賦課徴収 (略)</td> <td>■ 24時間後 (計28名)</td> <td>■ 24時間後 17名</td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td></td> <td>・軍人恩給、扶助料及び年金 (略)</td> <td></td> <td>■ 3日後 20名</td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td></td> <td>(略) ・まちづくり推進会議 (略) ・パソコン講座等IT関連事業 (略)</td> <td></td> <td>■ 1ヶ月後 26名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、平成29年度職員配備計画の配備人員（略）</p>				業務開始 目標時間	非常時優先業務		参集 想定人員	業務開始 目標時間		応急業務	通常業務			(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計17名)	■ 1時間以内	3日以内	(略)	(略) ・上下水道の申請受付 (略)		■ 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名	1週間以内	(略) ・風呂の無料開放 (略)	(略)			1か月以内	(略)	(略) ・介護保険料の賦課徴収 (略)	■ 24時間後 (計28名)	■ 24時間後 17名	応急・復旧後		・軍人恩給、扶助料及び年金 (略)		■ 3日後 20名	応急・復旧後		(略) ・まちづくり推進会議 (略) ・パソコン講座等IT関連事業 (略)		■ 1ヶ月後 26名	3 生活対策部（住民課、クリーンセンター、商工観光課、生涯学習課） <table border="1" data-bbox="1081 611 1769 1144"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th>参集 想定人員</th> <th>業務開始 目標時間</th> </tr> <tr> <td></td> <th>応急業務</th> <th>通常業務</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 24時間以内 (計13名)</td> <td>■ 1時間以内</td> </tr> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略) ・風呂の無料開放</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>■ 3時間以内 8名 ■ 12時間以内 13名</td> </tr> <tr> <td>1週間以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 24時間後 (計21名)</td> <td>■ 24時間後 13名</td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>■ 3日後 15名</td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td></td> <td>(略) ・まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） ・生涯学習施設の管理及び運営 (略)</td> <td></td> <td>■ 1ヶ月後 19名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、<u>令和4</u>年度職員配備計画の配備人員（略）</p>				業務開始 目標時間	非常時優先業務		参集 想定人員	業務開始 目標時間		応急業務	通常業務			(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計13名)	■ 1時間以内	3日以内	(略) ・風呂の無料開放	(略)		■ 3時間以内 8名 ■ 12時間以内 13名	1週間以内	(略)	(略)			1か月以内	(略)	(略)	■ 24時間後 (計21名)	■ 24時間後 13名	応急・復旧後		(略)		■ 3日後 15名	応急・復旧後		(略) ・まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） ・生涯学習施設の管理及び運営 (略)		■ 1ヶ月後 19名	・生活対策部
業務開始 目標時間	非常時優先業務		参集 想定人員	業務開始 目標時間																																																																																					
	応急業務	通常業務																																																																																							
(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計17名)	■ 1時間以内																																																																																					
3日以内	(略)	(略) ・上下水道の申請受付 (略)		■ 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名																																																																																					
1週間以内	(略) ・風呂の無料開放 (略)	(略)																																																																																							
1か月以内	(略)	(略) ・介護保険料の賦課徴収 (略)	■ 24時間後 (計28名)	■ 24時間後 17名																																																																																					
応急・復旧後		・軍人恩給、扶助料及び年金 (略)		■ 3日後 20名																																																																																					
応急・復旧後		(略) ・まちづくり推進会議 (略) ・パソコン講座等IT関連事業 (略)		■ 1ヶ月後 26名																																																																																					
業務開始 目標時間	非常時優先業務		参集 想定人員	業務開始 目標時間																																																																																					
	応急業務	通常業務																																																																																							
(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計13名)	■ 1時間以内																																																																																					
3日以内	(略) ・風呂の無料開放	(略)		■ 3時間以内 8名 ■ 12時間以内 13名																																																																																					
1週間以内	(略)	(略)																																																																																							
1か月以内	(略)	(略)	■ 24時間後 (計21名)	■ 24時間後 13名																																																																																					
応急・復旧後		(略)		■ 3日後 15名																																																																																					
応急・復旧後		(略) ・まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） ・生涯学習施設の管理及び運営 (略)		■ 1ヶ月後 19名																																																																																					

項	修正前				修正後（案）				主な理由等																																																												
第2章 第5節 (34P)	4 教育対策部（教育委員会） <table border="1" data-bbox="365 156 1050 472"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間 (略)</th> <th>非常時優先業務 応急業務 (略)</th> <th>通常業務 (略)</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 24時間以内 (計17名)</td> <td>■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 24時間後 (計28名)</td> <td>■ 24時間後 17名 ■ 3日後 20名 ■ 1ヶ月後 26名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、平成29年度職員配備計画の配備人員（略）</p>				業務開始 目標時間 (略)	非常時優先業務 応急業務 (略)	通常業務 (略)	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員				■ 24時間以内 (計17名)	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名				■ 24時間後 (計28名)	■ 24時間後 17名 ■ 3日後 20名 ■ 1ヶ月後 26名	4 教育対策部（教育課） <table border="1" data-bbox="1081 156 1767 472"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間 (略)</th> <th>非常時優先業務 応急業務 (略)</th> <th>通常業務 (略)</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 24時間以内 (計18名)</td> <td>■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 18名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 24時間後 (計30名)</td> <td>■ 24時間後 18名 ■ 3日後 21名 ■ 1ヶ月後 27名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員（略）</p>				業務開始 目標時間 (略)	非常時優先業務 応急業務 (略)	通常業務 (略)	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員				■ 24時間以内 (計18名)	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 18名				■ 24時間後 (計30名)	■ 24時間後 18名 ■ 3日後 21名 ■ 1ヶ月後 27名	・教育対策部																														
業務開始 目標時間 (略)	非常時優先業務 応急業務 (略)	通常業務 (略)	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																																																	
			■ 24時間以内 (計17名)	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名																																																																	
			■ 24時間後 (計28名)	■ 24時間後 17名 ■ 3日後 20名 ■ 1ヶ月後 26名																																																																	
業務開始 目標時間 (略)	非常時優先業務 応急業務 (略)	通常業務 (略)	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																																																	
			■ 24時間以内 (計18名)	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 18名																																																																	
			■ 24時間後 (計30名)	■ 24時間後 18名 ■ 3日後 21名 ■ 1ヶ月後 27名																																																																	
第2章 第5節 (35～36P)	5 医療健康対策部 (健康福祉課健康増進室、高年介護課、佐用町保健センター、南光歯科保健センター) <table border="1" data-bbox="365 571 1050 1417"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間 (略)</th> <th>非常時優先業務 応急業務 (略)</th> <th>通常業務 (略)</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24時間以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 24時間以内 (計14名)</td> <td>■ 1時間以内 3名 ■ 3時間以内 9名 ■ 12時間以内 14名</td> </tr> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略) ・訪問指導 (略)</td> <td>(略) ・健康相談、健康教育及び 訪問指導 (略) ・浮浪者、行旅死病人 (略) ・高齢者の移送施策 (略)</td> <td>■ 24時間後 (計23名)</td> <td>■ 24時間後 14名 ■ 3日後 17名 ■ 1ヶ月後 21名</td> </tr> <tr> <td>1週間以内</td> <td>・災害弔慰金等支給 (略)</td> <td>・障害者福祉 (略) (略) ・精神病対策 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td>・死亡弔慰金 (略) ・災害援護資金貸付金 (略)</td> <td>(略) ・母子保健、歯科保健事業 ・生活習慣病対策 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td></td> <td>(略) ・少子化対策 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、平成29年度職員配備計画の配備人員（略）</p>				業務開始 目標時間 (略)	非常時優先業務 応急業務 (略)	通常業務 (略)	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	24時間以内	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計14名)	■ 1時間以内 3名 ■ 3時間以内 9名 ■ 12時間以内 14名	3日以内	(略) ・訪問指導 (略)	(略) ・健康相談、健康教育及び 訪問指導 (略) ・浮浪者、行旅死病人 (略) ・高齢者の移送施策 (略)	■ 24時間後 (計23名)	■ 24時間後 14名 ■ 3日後 17名 ■ 1ヶ月後 21名	1週間以内	・災害弔慰金等支給 (略)	・障害者福祉 (略) (略) ・精神病対策 (略)			1か月以内	・死亡弔慰金 (略) ・災害援護資金貸付金 (略)	(略) ・母子保健、歯科保健事業 ・生活習慣病対策 (略)			応急・復旧後		(略) ・少子化対策 (略)			5 医療健康対策部 (健康福祉課健康増進室、高年介護課、佐用町保健センター) <table border="1" data-bbox="1081 571 1767 1417"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間 (略)</th> <th>非常時優先業務 応急業務 (略)</th> <th>通常業務 (略)</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24時間以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 24時間以内 (計14名)</td> <td>■ 1時間以内 3名 ■ 3時間以内 8名 ■ 12時間以内 13名</td> </tr> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略) ・巡回訪問指導 (略)</td> <td>(略) ・ホームレス、行旅死病人 (略) ・高齢者、障害者の移送施策 (略) ・要保護児童対策 ・自殺対策 ・DV対策 ・高齢者の虐待防止 ・権利擁護 ・高齢者総合相談、支援</td> <td>■ 24時間後 (計22名)</td> <td>■ 24時間後 14名 ■ 3日後 16名 ■ 1ヶ月後 20名</td> </tr> <tr> <td>1週間以内</td> <td>(略)</td> <td>・身体障害者福祉 (略) ・精神障害者福祉 (略) (略) ・精神保健事業 ・地域ケア会議</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td>・災害弔慰金 (略)</td> <td>(略) ・保健事業、母子保健事業 ・歯科保健事業 (略) ・介護保険料の賦課徴収 ・介護予防、生活支援サービス</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td></td> <td>(略) ・がん検診 ・軍人恩給、扶助料及び年金</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員（略）</p>				業務開始 目標時間 (略)	非常時優先業務 応急業務 (略)	通常業務 (略)	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	24時間以内	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計14名)	■ 1時間以内 3名 ■ 3時間以内 8名 ■ 12時間以内 13名	3日以内	(略) ・巡回訪問指導 (略)	(略) ・ホームレス、行旅死病人 (略) ・高齢者、障害者の移送施策 (略) ・要保護児童対策 ・自殺対策 ・DV対策 ・高齢者の虐待防止 ・権利擁護 ・高齢者総合相談、支援	■ 24時間後 (計22名)	■ 24時間後 14名 ■ 3日後 16名 ■ 1ヶ月後 20名	1週間以内	(略)	・身体障害者福祉 (略) ・精神障害者福祉 (略) (略) ・精神保健事業 ・地域ケア会議			1か月以内	・災害弔慰金 (略)	(略) ・保健事業、母子保健事業 ・歯科保健事業 (略) ・介護保険料の賦課徴収 ・介護予防、生活支援サービス			応急・復旧後		(略) ・がん検診 ・軍人恩給、扶助料及び年金			・医療健康対策部
業務開始 目標時間 (略)	非常時優先業務 応急業務 (略)	通常業務 (略)	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																																																	
24時間以内	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計14名)	■ 1時間以内 3名 ■ 3時間以内 9名 ■ 12時間以内 14名																																																																	
3日以内	(略) ・訪問指導 (略)	(略) ・健康相談、健康教育及び 訪問指導 (略) ・浮浪者、行旅死病人 (略) ・高齢者の移送施策 (略)	■ 24時間後 (計23名)	■ 24時間後 14名 ■ 3日後 17名 ■ 1ヶ月後 21名																																																																	
1週間以内	・災害弔慰金等支給 (略)	・障害者福祉 (略) (略) ・精神病対策 (略)																																																																			
1か月以内	・死亡弔慰金 (略) ・災害援護資金貸付金 (略)	(略) ・母子保健、歯科保健事業 ・生活習慣病対策 (略)																																																																			
応急・復旧後		(略) ・少子化対策 (略)																																																																			
業務開始 目標時間 (略)	非常時優先業務 応急業務 (略)	通常業務 (略)	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																																																	
24時間以内	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計14名)	■ 1時間以内 3名 ■ 3時間以内 8名 ■ 12時間以内 13名																																																																	
3日以内	(略) ・巡回訪問指導 (略)	(略) ・ホームレス、行旅死病人 (略) ・高齢者、障害者の移送施策 (略) ・要保護児童対策 ・自殺対策 ・DV対策 ・高齢者の虐待防止 ・権利擁護 ・高齢者総合相談、支援	■ 24時間後 (計22名)	■ 24時間後 14名 ■ 3日後 16名 ■ 1ヶ月後 20名																																																																	
1週間以内	(略)	・身体障害者福祉 (略) ・精神障害者福祉 (略) (略) ・精神保健事業 ・地域ケア会議																																																																			
1か月以内	・災害弔慰金 (略)	(略) ・保健事業、母子保健事業 ・歯科保健事業 (略) ・介護保険料の賦課徴収 ・介護予防、生活支援サービス																																																																			
応急・復旧後		(略) ・がん検診 ・軍人恩給、扶助料及び年金																																																																			

項	修正前	修正後（案）	主な理由等																																												
第2章 第5節 (37～38P)	6 建設・農林対策部（建設課、農林振興課） <table border="1" data-bbox="365 161 1052 531"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>応急業務</td> <td>通常業務</td> <td rowspan="5">■ 24時間以内 (計17名)</td> <td rowspan="5">■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1週間以内</td> <td>(略)</td> <td>・農産及び畜産公害 ・農業共済事業申請書受付等</td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td>(略)</td> <td>・農地等の災害復旧・復興 ・農作物、建物及び農機具共済</td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、平成29年度職員配備計画の配備人員（略）</p>	業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	(略)	応急業務	通常業務	■ 24時間以内 (計17名)	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名	3日以内	(略)	(略)	1週間以内	(略)	・農産及び畜産公害 ・農業共済事業申請書受付等	1か月以内	(略)	・農地等の災害復旧・復興 ・農作物、建物及び農機具共済	応急・復旧後	(略)	(略)	6 建設・農林対策部（建設課、農林振興課） <table border="1" data-bbox="1081 161 1769 531"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>応急業務</td> <td>通常業務</td> <td rowspan="5">■ 24時間以内 (計16名)</td> <td rowspan="5">■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 10名 ■ 12時間以内 16名</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1週間以内</td> <td>(略)</td> <td>・畜産公害 ・農産公害</td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td>(略)</td> <td>・農地等の災害復旧 ・農地等の災害復興</td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員（略）</p>	業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	(略)	応急業務	通常業務	■ 24時間以内 (計16名)	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 10名 ■ 12時間以内 16名	3日以内	(略)	(略)	1週間以内	(略)	・畜産公害 ・農産公害	1か月以内	(略)	・農地等の災害復旧 ・農地等の災害復興	応急・復旧後	(略)	(略)	・建設・農林対策部
業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																											
(略)	応急業務	通常業務	■ 24時間以内 (計17名)	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 17名																																											
3日以内	(略)	(略)																																													
1週間以内	(略)	・農産及び畜産公害 ・農業共済事業申請書受付等																																													
1か月以内	(略)	・農地等の災害復旧・復興 ・農作物、建物及び農機具共済																																													
応急・復旧後	(略)	(略)																																													
業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																											
(略)	応急業務	通常業務	■ 24時間以内 (計16名)	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 10名 ■ 12時間以内 16名																																											
3日以内	(略)	(略)																																													
1週間以内	(略)	・畜産公害 ・農産公害																																													
1か月以内	(略)	・農地等の災害復旧 ・農地等の災害復興																																													
応急・復旧後	(略)	(略)																																													
第2章 第5節 (39～40P)	7 上下水道対策部（上下水道課） <table border="1" data-bbox="365 608 1052 978"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>応急業務</td> <td>通常業務</td> <td rowspan="5">■ 24時間以内 (計8名)</td> <td rowspan="5">■ 1時間以内 2名 ■ 3時間以内 5名 ■ 12時間以内 8名</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、平成29年度職員配備計画の配備人員（略）</p>	業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	(略)	応急業務	通常業務	■ 24時間以内 (計8名)	■ 1時間以内 2名 ■ 3時間以内 5名 ■ 12時間以内 8名	3日以内	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7 上下水道対策部（上下水道課） <table border="1" data-bbox="1081 608 1769 978"> <thead> <tr> <th>業務開始 目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>応急業務</td> <td>通常業務</td> <td rowspan="5">■ 24時間以内 (計8名)</td> <td rowspan="5">■ 1時間以内 2名 ■ 3時間以内 5名 ■ 12時間以内 7名</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>・上下水道の申請受付</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員（略）</p>	業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	(略)	応急業務	通常業務	■ 24時間以内 (計8名)	■ 1時間以内 2名 ■ 3時間以内 5名 ■ 12時間以内 7名	3日以内	(略)	(略)	(略)	(略)	・上下水道の申請受付	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	・上下水道対策部
業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																											
(略)	応急業務	通常業務	■ 24時間以内 (計8名)	■ 1時間以内 2名 ■ 3時間以内 5名 ■ 12時間以内 8名																																											
3日以内	(略)	(略)																																													
(略)	(略)	(略)																																													
(略)	(略)	(略)																																													
(略)	(略)	(略)																																													
業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																											
(略)	応急業務	通常業務	■ 24時間以内 (計8名)	■ 1時間以内 2名 ■ 3時間以内 5名 ■ 12時間以内 7名																																											
3日以内	(略)	(略)																																													
(略)	(略)	・上下水道の申請受付																																													
(略)	(略)	(略)																																													
(略)	(略)	(略)																																													

項	修正前					修正後（案）					主な理由等																																																																																																																																																						
第2章 第5節 (41～42P)	8 地域対策部（上月支所、南光支所、三日月支所、三河出張所） <table border="1" data-bbox="365 161 1052 917"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名（配備人員）</th> <th>参集想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 24時間以内</td> <td>■ 1時間以内</td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td></td> <td>(略) ・交通災害共済事務</td> <td>地域対策班 (計18名)</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 3時間以内</td> <td>■ 3時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>① 上月地域対策部 (3名)</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 12時間以内</td> <td>■ 12時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>② 南光地域対策部 (5名)</td> <td>21名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③ 三日月地域対策部 (5名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 24時間後</td> <td>■ 24時間後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(計36名)</td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 3日後</td> <td>■ 3日後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地域対策班 (4名)</td> <td>26名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 1ヶ月後</td> <td>■ 1ヶ月後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①～② (略)</td> <td>33名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③ 三日月地域対策部 (10名)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、平成29年度職員配備計画の配備人員（略）</p>					業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名（配備人員）	参集想定人員	(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内	■ 1時間以内	1か月以内		(略) ・交通災害共済事務	地域対策班 (計18名)	5名	(略)	(略)	(略)	■ 3時間以内	■ 3時間以内				① 上月地域対策部 (3名)	13名				■ 12時間以内	■ 12時間以内				② 南光地域対策部 (5名)	21名				③ 三日月地域対策部 (5名)					■ 24時間後	■ 24時間後				(計36名)	22名				■ 3日後	■ 3日後				地域対策班 (4名)	26名				■ 1ヶ月後	■ 1ヶ月後				①～② (略)	33名				③ 三日月地域対策部 (10名)		8 地域対策部（上月支所、南光支所、三日月支所、三河出張所） <table border="1" data-bbox="1079 161 1767 917"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名（配備人員）</th> <th>参集想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 24時間以内</td> <td>■ 1時間以内</td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>地域対策班 (計23名)</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 3時間以内</td> <td>■ 3時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>① 上月地域対策部 (2名)</td> <td>14名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 12時間以内</td> <td>■ 12時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>② 南光地域対策部 (7名)</td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③ 三日月地域対策部 (7名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 24時間後</td> <td>■ 24時間後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(計37名)</td> <td>23名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 3日後</td> <td>■ 3日後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地域対策班 (4名)</td> <td>26名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 1ヶ月後</td> <td>■ 1ヶ月後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①～② (略)</td> <td>34名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③ 三日月地域対策部 (11名)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員（略）</p>					業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名（配備人員）	参集想定人員	(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内	■ 1時間以内	1か月以内		(略)	地域対策班 (計23名)	5名	(略)	(略)	(略)	■ 3時間以内	■ 3時間以内				① 上月地域対策部 (2名)	14名				■ 12時間以内	■ 12時間以内				② 南光地域対策部 (7名)	22名				③ 三日月地域対策部 (7名)					■ 24時間後	■ 24時間後				(計37名)	23名				■ 3日後	■ 3日後				地域対策班 (4名)	26名				■ 1ヶ月後	■ 1ヶ月後				①～② (略)	34名				③ 三日月地域対策部 (11名)		・地域対策部
業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名（配備人員）	参集想定人員																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内	■ 1時間以内																																																																																																																																																													
1か月以内		(略) ・交通災害共済事務	地域対策班 (計18名)	5名																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	■ 3時間以内	■ 3時間以内																																																																																																																																																													
			① 上月地域対策部 (3名)	13名																																																																																																																																																													
			■ 12時間以内	■ 12時間以内																																																																																																																																																													
			② 南光地域対策部 (5名)	21名																																																																																																																																																													
			③ 三日月地域対策部 (5名)																																																																																																																																																														
			■ 24時間後	■ 24時間後																																																																																																																																																													
			(計36名)	22名																																																																																																																																																													
			■ 3日後	■ 3日後																																																																																																																																																													
			地域対策班 (4名)	26名																																																																																																																																																													
			■ 1ヶ月後	■ 1ヶ月後																																																																																																																																																													
			①～② (略)	33名																																																																																																																																																													
			③ 三日月地域対策部 (10名)																																																																																																																																																														
業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名（配備人員）	参集想定人員																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内	■ 1時間以内																																																																																																																																																													
1か月以内		(略)	地域対策班 (計23名)	5名																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	■ 3時間以内	■ 3時間以内																																																																																																																																																													
			① 上月地域対策部 (2名)	14名																																																																																																																																																													
			■ 12時間以内	■ 12時間以内																																																																																																																																																													
			② 南光地域対策部 (7名)	22名																																																																																																																																																													
			③ 三日月地域対策部 (7名)																																																																																																																																																														
			■ 24時間後	■ 24時間後																																																																																																																																																													
			(計37名)	23名																																																																																																																																																													
			■ 3日後	■ 3日後																																																																																																																																																													
			地域対策班 (4名)	26名																																																																																																																																																													
			■ 1ヶ月後	■ 1ヶ月後																																																																																																																																																													
			①～② (略)	34名																																																																																																																																																													
			③ 三日月地域対策部 (11名)																																																																																																																																																														
第2章 第5節 (43P)	9 生活対策部現地機関 ① 西はりま天文台公園 <table border="1" data-bbox="365 1023 1052 1437"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名（配備人員）</th> <th>参集想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 24時間以内</td> <td>■ 1時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(計2名)</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 3時間以内</td> <td>■ 3時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 12時間以内</td> <td>■ 12時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 24時間後</td> <td>■ 24時間後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 24時間後</td> <td>■ 3日後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(計2名)</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 1ヶ月後</td> <td>■ 1ヶ月後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>他スタッフ 名</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table>					業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名（配備人員）	参集想定人員	(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内	■ 1時間以内				(計2名)	1名				■ 3時間以内	■ 3時間以内				2名	2名				■ 12時間以内	■ 12時間以内				2名	2名				■ 24時間後	■ 24時間後				2名	2名				■ 24時間後	■ 3日後				(計2名)	2名				■ 1ヶ月後	■ 1ヶ月後				他スタッフ 名	2名	9 生活対策部現地機関 ① 西はりま天文台公園 <table border="1" data-bbox="1079 1023 1767 1437"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名（配備人員）</th> <th>参集想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 24時間以内</td> <td>■ 1時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(計3名)</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 3時間以内</td> <td>■ 3時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 12時間以内</td> <td>■ 12時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 24時間後</td> <td>■ 24時間後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 24時間後</td> <td>■ 3日後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(計3名)</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■ 1ヶ月後</td> <td>■ 1ヶ月後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>他スタッフ 名</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table>					業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名（配備人員）	参集想定人員	(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内	■ 1時間以内				(計3名)	2名				■ 3時間以内	■ 3時間以内				2名	2名				■ 12時間以内	■ 12時間以内				3名	3名				■ 24時間後	■ 24時間後				3名	3名				■ 24時間後	■ 3日後				(計3名)	3名				■ 1ヶ月後	■ 1ヶ月後				他スタッフ 名	3名	・西はりま天文台公園																				
業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名（配備人員）	参集想定人員																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内	■ 1時間以内																																																																																																																																																													
			(計2名)	1名																																																																																																																																																													
			■ 3時間以内	■ 3時間以内																																																																																																																																																													
			2名	2名																																																																																																																																																													
			■ 12時間以内	■ 12時間以内																																																																																																																																																													
			2名	2名																																																																																																																																																													
			■ 24時間後	■ 24時間後																																																																																																																																																													
			2名	2名																																																																																																																																																													
			■ 24時間後	■ 3日後																																																																																																																																																													
			(計2名)	2名																																																																																																																																																													
			■ 1ヶ月後	■ 1ヶ月後																																																																																																																																																													
			他スタッフ 名	2名																																																																																																																																																													
業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名（配備人員）	参集想定人員																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内	■ 1時間以内																																																																																																																																																													
			(計3名)	2名																																																																																																																																																													
			■ 3時間以内	■ 3時間以内																																																																																																																																																													
			2名	2名																																																																																																																																																													
			■ 12時間以内	■ 12時間以内																																																																																																																																																													
			3名	3名																																																																																																																																																													
			■ 24時間後	■ 24時間後																																																																																																																																																													
			3名	3名																																																																																																																																																													
			■ 24時間後	■ 3日後																																																																																																																																																													
			(計3名)	3名																																																																																																																																																													
			■ 1ヶ月後	■ 1ヶ月後																																																																																																																																																													
			他スタッフ 名	3名																																																																																																																																																													

項	修正前	修正後（案）	主な理由等																																										
第2章 第5節 (44P)	② 笹ヶ丘荘 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務 応急業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 24時間以内 (計 2名)</td> <td>■ 1時間以内 0名 ■ 3時間以内 1名 ■ 12時間以内 2名 ■ 24時間後 2名 ■ 3日後 2名 ■ 1ヶ月後 2名</td> </tr> </tbody> </table>	業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計 2名)	■ 1時間以内 0名 ■ 3時間以内 1名 ■ 12時間以内 2名 ■ 24時間後 2名 ■ 3日後 2名 ■ 1ヶ月後 2名	② 笹ヶ丘荘 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務 応急業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>■ 24時間以内 (計 1名)</td> <td>■ 1時間以内 0名 ■ 3時間以内 1名 ■ 12時間以内 1名 ■ 24時間後 1名 ■ 3日後 1名 ■ 1ヶ月後 1名</td> </tr> </tbody> </table>	業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計 1名)	■ 1時間以内 0名 ■ 3時間以内 1名 ■ 12時間以内 1名 ■ 24時間後 1名 ■ 3日後 1名 ■ 1ヶ月後 1名	・ 笹ヶ丘荘																						
業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																									
(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計 2名)	■ 1時間以内 0名 ■ 3時間以内 1名 ■ 12時間以内 2名 ■ 24時間後 2名 ■ 3日後 2名 ■ 1ヶ月後 2名																																									
業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																									
(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計 1名)	■ 1時間以内 0名 ■ 3時間以内 1名 ■ 12時間以内 1名 ■ 24時間後 1名 ■ 3日後 1名 ■ 1ヶ月後 1名																																									
第2章 第5節 (44P)	③ 南光自然観察村 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務 応急業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>スタッフ 8名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※ 課・室名（配備人員）は、平成29年度職員配備計画の配備人員（略）	業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				スタッフ 8名		③ 南光自然観察村 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務 応急業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>スタッフ 6名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員（略）	業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				スタッフ 6名		・ 南光自然観察村												
業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																									
			スタッフ 8名																																										
業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																									
			スタッフ 6名																																										
第2章 第5節 (45P)	10 医療健康対策部現地機関 ① 保育園等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務 応急業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間以内</td> <td>(略)</td> <td>・ 園児の安否確認</td> <td rowspan="3">■ 24時間以内 (計 24名)</td> <td rowspan="3">■ 1時間以内 5名 ■ 3時間以内 15名 ■ 12時間以内 24名 ■ 24時間後 24名 ■ 3日後 28名 ■ 1ヶ月後 36名</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略)</td> <td>・ 保育園の維持管理</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>他スタッフ 名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	3時間以内	(略)	・ 園児の安否確認	■ 24時間以内 (計 24名)	■ 1時間以内 5名 ■ 3時間以内 15名 ■ 12時間以内 24名 ■ 24時間後 24名 ■ 3日後 28名 ■ 1ヶ月後 36名	(略)	(略)	(略)	3日以内	(略)	・ 保育園の維持管理	(略)	(略)	(略)	他スタッフ 名		10 医療健康対策部現地機関 ① 保育園等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務 応急業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間以内</td> <td>(略)</td> <td>・ 保育園の維持管理運営</td> <td rowspan="3">■ 24時間以内 (計 25名)</td> <td rowspan="3">■ 1時間以内 5名 ■ 3時間以内 15名 ■ 12時間以内 24名 ■ 24時間後 25名 ■ 3日後 29名 ■ 1ヶ月後 37名</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>他スタッフ 名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	3時間以内	(略)	・ 保育園の維持管理運営	■ 24時間以内 (計 25名)	■ 1時間以内 5名 ■ 3時間以内 15名 ■ 12時間以内 24名 ■ 24時間後 25名 ■ 3日後 29名 ■ 1ヶ月後 37名	(略)	(略)	(略)	3日以内	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	他スタッフ 名		・ 保育園等
業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																									
3時間以内	(略)	・ 園児の安否確認	■ 24時間以内 (計 24名)	■ 1時間以内 5名 ■ 3時間以内 15名 ■ 12時間以内 24名 ■ 24時間後 24名 ■ 3日後 28名 ■ 1ヶ月後 36名																																									
(略)	(略)	(略)																																											
3日以内	(略)	・ 保育園の維持管理																																											
(略)	(略)	(略)	他スタッフ 名																																										
業務開始目標時間	非常時優先業務 応急業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																									
3時間以内	(略)	・ 保育園の維持管理運営	■ 24時間以内 (計 25名)	■ 1時間以内 5名 ■ 3時間以内 15名 ■ 12時間以内 24名 ■ 24時間後 25名 ■ 3日後 29名 ■ 1ヶ月後 37名																																									
(略)	(略)	(略)																																											
3日以内	(略)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)	他スタッフ 名																																										

項	修正前				修正後（案）				主な理由等																																															
第2章 第5節 (-P)	② 朝霧園 <table border="1" data-bbox="365 161 1055 799"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間以内</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 朝霧園職員の参集状況及び安否確認 朝霧園入所者の安全確保 施設の安全確認 被害情報の収集及び報告 災害情報の整理及び情報共有 県及び他市町への応援要請 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 老人の養護 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 24時間以内 (計5名) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1時間以内 1名 3時間以内 3名 12時間以内 5名 </td> </tr> <tr> <td>24時間以内</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 朝霧園職員のスタッフ管理 安否確認 災害応急対策及び報告 災害時要援護者の受け入れ 応援、派遣職員の受け入れ 応援、派遣職員の後方支援 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホームの維持管理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 24時間後 (計8名) 他スタッフ 1名 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 24時間後 5名 3日後 6名 1ヶ月後 8名 </td> </tr> <tr> <td>3日以内</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害相談 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 老人ホームの事務 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1週間以内</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設との連携 社会福祉協議会事業との連携 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 朝霧園職員の参集状況及び安否確認 朝霧園入所者の安全確保 施設の安全確認 被害情報の収集及び報告 災害情報の整理及び情報共有 県及び他市町への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 老人の養護 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内 (計5名) 	<ul style="list-style-type: none"> 1時間以内 1名 3時間以内 3名 12時間以内 5名 	24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 朝霧園職員のスタッフ管理 安否確認 災害応急対策及び報告 災害時要援護者の受け入れ 応援、派遣職員の受け入れ 応援、派遣職員の後方支援 	<ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホームの維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 (計8名) 他スタッフ 1名 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 5名 3日後 6名 1ヶ月後 8名 	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 災害相談 	<ul style="list-style-type: none"> 老人ホームの事務 			1週間以内		<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設との連携 社会福祉協議会事業との連携 			(削除)	・朝霧園（R3.4.1より 社会福祉協議会が指定 管理運営）																									
業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																																				
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 朝霧園職員の参集状況及び安否確認 朝霧園入所者の安全確保 施設の安全確認 被害情報の収集及び報告 災害情報の整理及び情報共有 県及び他市町への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 老人の養護 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内 (計5名) 	<ul style="list-style-type: none"> 1時間以内 1名 3時間以内 3名 12時間以内 5名 																																																				
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 朝霧園職員のスタッフ管理 安否確認 災害応急対策及び報告 災害時要援護者の受け入れ 応援、派遣職員の受け入れ 応援、派遣職員の後方支援 	<ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホームの維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 (計8名) 他スタッフ 1名 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 5名 3日後 6名 1ヶ月後 8名 																																																				
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 災害相談 	<ul style="list-style-type: none"> 老人ホームの事務 																																																						
1週間以内		<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設との連携 社会福祉協議会事業との連携 																																																						
第2章 第5節 (45P)	③ 子育て支援センター <table border="1" data-bbox="365 849 1055 1264"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1時間以内 1名 </td> </tr> <tr> <td>3日以内</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害相談 </td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 24時間以内 (計2名) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 3時間以内 2名 12時間以内 2名 </td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 健康相談、健康教育及び訪問指導 児童、母子の訪問審査等 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童対策 次世代育成支援 青少年問題協議会 児童文化及び幼児教育事業 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 24時間後 (計3名) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 24時間後 2名 3日後 3名 1ヶ月後 3名 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="412 1268 882 1308">※ 課・室名（配備人員）は、平成29年度職員配備計画の配備人員（略）</p>				業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	(略)	(略)	(略)		<ul style="list-style-type: none"> 1時間以内 1名 	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 災害相談 	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内 (計2名) 	<ul style="list-style-type: none"> 3時間以内 2名 12時間以内 2名 	1か月以内	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談、健康教育及び訪問指導 児童、母子の訪問審査等 			応急・復旧後	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童対策 次世代育成支援 青少年問題協議会 児童文化及び幼児教育事業 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 (計3名) 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 2名 3日後 3名 1ヶ月後 3名 	③ 子育て支援センター <table border="1" data-bbox="1081 849 1771 1264"> <thead> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>非常時優先業務</th> <th>通常業務</th> <th>課・室名 (配備人員)</th> <th>参集 想定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1時間以内 0名 </td> </tr> <tr> <td>3日以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 24時間以内 (計1名) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 3時間以内 1名 12時間以内 1名 </td> </tr> <tr> <td>1か月以内</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子育て相談 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 3時間以内 1名 12時間以内 1名 </td> </tr> <tr> <td>応急・復旧後</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 両親教育事業 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 24時間後 (計1名) 他スタッフ 6名 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 24時間後 1名 3日後 1名 1ヶ月後 1名 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1128 1268 1599 1308">※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員（略）</p>	業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	(略)	(略)	(略)		<ul style="list-style-type: none"> 1時間以内 0名 	3日以内	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内 (計1名) 	<ul style="list-style-type: none"> 3時間以内 1名 12時間以内 1名 	1か月以内	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て相談 		<ul style="list-style-type: none"> 3時間以内 1名 12時間以内 1名 	応急・復旧後	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 両親教育事業 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 (計1名) 他スタッフ 6名 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 1名 3日後 1名 1ヶ月後 1名 	・子育て支援センター
業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																																				
(略)	(略)	(略)		<ul style="list-style-type: none"> 1時間以内 1名 																																																				
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 災害相談 	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内 (計2名) 	<ul style="list-style-type: none"> 3時間以内 2名 12時間以内 2名 																																																				
1か月以内	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談、健康教育及び訪問指導 児童、母子の訪問審査等 																																																						
応急・復旧後	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童対策 次世代育成支援 青少年問題協議会 児童文化及び幼児教育事業 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 (計3名) 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 2名 3日後 3名 1ヶ月後 3名 																																																				
業務開始目標時間	非常時優先業務	通常業務	課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																																																				
(略)	(略)	(略)		<ul style="list-style-type: none"> 1時間以内 0名 																																																				
3日以内	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内 (計1名) 	<ul style="list-style-type: none"> 3時間以内 1名 12時間以内 1名 																																																				
1か月以内	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て相談 		<ul style="list-style-type: none"> 3時間以内 1名 12時間以内 1名 																																																				
応急・復旧後	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 両親教育事業 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 (計1名) 他スタッフ 6名 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間後 1名 3日後 1名 1ヶ月後 1名 																																																				

項	修正前	修正後（案）	主な理由等																								
第2章 第5節 (46P)	10 教育対策部現地機関 ① 給食センター <table border="1" data-bbox="365 185 1050 603"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務開始目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th rowspan="2">課・室名 (配備人員)</th> <th rowspan="2">参集 想定人員</th> </tr> <tr> <th>応急業務</th> <th>通常業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> ■ 1時間以内 24時間以内 (計 5名) ■ 24時間後 24時間後 (計 8名) 他スタッフ 6名 ■ 1ヶ月後 6名 </td> <td> ■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 3名 ■ 12時間以内 5名 ■ 24時間後 5名 ■ 3日後 6名 ■ 1ヶ月後 8名 </td> </tr> </tbody> </table>	業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	応急業務	通常業務	(略)	(略)	(略)	■ 1時間以内 24時間以内 (計 5名) ■ 24時間後 24時間後 (計 8名) 他スタッフ 6名 ■ 1ヶ月後 6名	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 3名 ■ 12時間以内 5名 ■ 24時間後 5名 ■ 3日後 6名 ■ 1ヶ月後 8名	10 教育対策部現地機関 ① 給食センター <table border="1" data-bbox="1081 185 1767 603"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務開始目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th rowspan="2">課・室名 (配備人員)</th> <th rowspan="2">参集 想定人員</th> </tr> <tr> <th>応急業務</th> <th>通常業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> ■ 24時間以内 (計 2名) ■ 24時間後 24時間後 (計 3名) 他スタッフ 18名 </td> <td> ■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 2名 ■ 24時間後 2名 ■ 3日後 3名 ■ 1ヶ月後 3名 </td> </tr> </tbody> </table>	業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	応急業務	通常業務	(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計 2名) ■ 24時間後 24時間後 (計 3名) 他スタッフ 18名	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 2名 ■ 24時間後 2名 ■ 3日後 3名 ■ 1ヶ月後 3名	・給食センター
業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																							
	応急業務	通常業務																									
(略)	(略)	(略)	■ 1時間以内 24時間以内 (計 5名) ■ 24時間後 24時間後 (計 8名) 他スタッフ 6名 ■ 1ヶ月後 6名	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 3名 ■ 12時間以内 5名 ■ 24時間後 5名 ■ 3日後 6名 ■ 1ヶ月後 8名																							
業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																							
	応急業務	通常業務																									
(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計 2名) ■ 24時間後 24時間後 (計 3名) 他スタッフ 18名	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 2名 ■ 24時間後 2名 ■ 3日後 3名 ■ 1ヶ月後 3名																							
第2章 第5節 (46P)	11 消防団本部、消防団 <table border="1" data-bbox="365 651 1050 1069"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務開始目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th rowspan="2">課・室名 (配備人員)</th> <th rowspan="2">参集 想定人員</th> </tr> <tr> <th>応急業務</th> <th>通常業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> ■ 24時間以内 (計 3名) ■ 24時間後 24時間後 (計 5名) </td> <td> ■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 3名 ■ 24時間後 3名 ■ 3日後 4名 ■ 1ヶ月後 5名 </td> </tr> </tbody> </table>	業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	応急業務	通常業務	(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計 3名) ■ 24時間後 24時間後 (計 5名)	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 3名 ■ 24時間後 3名 ■ 3日後 4名 ■ 1ヶ月後 5名	11 消防団本部、消防団 <table border="1" data-bbox="1081 651 1767 1069"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務開始目標時間</th> <th colspan="2">非常時優先業務</th> <th rowspan="2">課・室名 (配備人員)</th> <th rowspan="2">参集 想定人員</th> </tr> <tr> <th>応急業務</th> <th>通常業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> ■ 24時間以内 (計 3名) ■ 24時間後 24時間後 (計 4名) </td> <td> ■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 3名 ■ 24時間後 3名 ■ 3日後 3名 ■ 1ヶ月後 4名 </td> </tr> </tbody> </table>	業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員	応急業務	通常業務	(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計 3名) ■ 24時間後 24時間後 (計 4名)	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 3名 ■ 24時間後 3名 ■ 3日後 3名 ■ 1ヶ月後 4名	・消防団本部・消防団
業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																							
	応急業務	通常業務																									
(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計 3名) ■ 24時間後 24時間後 (計 5名)	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 3名 ■ 24時間後 3名 ■ 3日後 4名 ■ 1ヶ月後 5名																							
業務開始目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員																							
	応急業務	通常業務																									
(略)	(略)	(略)	■ 24時間以内 (計 3名) ■ 24時間後 24時間後 (計 4名)	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 3名 ■ 24時間後 3名 ■ 3日後 3名 ■ 1ヶ月後 4名																							
第2章 第6節 (48P)	1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 (2) 防災拠点（本庁舎・各支所）、西はりま消防組合（佐用消防署）等 ① 地震 (略) <u>※ 本庁舎企画防災課部分は、合併に伴う増し部分で鉄骨造である。</u> (略) ②水害	1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 (2) 防災拠点（本庁舎・各支所）、西はりま消防組合（佐用消防署）等 ① 地震 (略) <u>(削除)</u> (略) ②水害	時点修正																								

項	修正前	修正後（案）	主な理由等
	<p><u>本庁舎 1 階浸水、上月支所 1 階浸水</u></p> <p>(略)</p> <p>③ 確保対策</p> <p>ア) 代替施設 (略)</p> <p>■ 今後の対策 本庁舎に防災対策室等を備えた施設を増築する。 (総務課・企画防災課)</p> <p>(略)</p>	<p><u>本庁舎は、西館 2 階に防災拠点を整備している為、浸水の心配はないと考えられる。</u></p> <p><u>※ 上月支所は、1 階が浸水するため、2 階を使用するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>③ 確保対策</p> <p><u>ア) 本庁施設</u> 本庁舎西館 2 階に防災対策室等を備えた防災拠点を整備済</p> <p><u>イ) 代替施設</u> (略)</p> <p>■ <u>継続</u>対策</p> <p>(略)</p>	
<p>第 2 章 第 6 節 (48P)</p>	<p>(3) 電力（地震・水害）</p> <p>① 停電時の対応 停電した場合、自家発電に切り替わる。 <u>※ ただし、必要発電量からフェニックス防災システム等の情報機器、又はケーブルテレビを利用するの</u><u>か選択する必要がある。</u></p> <p>② 確保対策 ア) 定期的に保守点検を実施 イ) 浸水対策として、庁舎等の 2 階以上に設置</p> <p>■ 今後の対策 <u>サーバー等情報機器専用の自家発電装置を設置する。</u>（総務課）</p>	<p>(3) 電力（地震・水害）</p> <p>① 停電時の対応 停電した場合、自家発電に切り替わる。</p> <p>② 確保対策 ア) 定期的に保守点検を実施 イ) 浸水対策として、庁舎等の 2 階以上に <u>自家発電を設置済</u> ウ) <u>サーバー等情報機器専用の自家発電装置を設置済</u> <u>(削除)</u></p>	<p>時点修正</p>
<p>第 2 章 第 6 節 (48～49P)</p>	<p>(4) 通信（地震・水害）</p> <p>① 通信手段 関係防災機関等との通信については、固定電話・携帯電話・衛星携帯電話・さよう安全安心ネット・エリアメール・フェニックス防災システム・県衛星</p>	<p>(4) 通信（地震・水害）</p> <p>① 通信手段 関係防災機関等との通信については、固定電話・携帯電話・<u>I P 無線機</u>・さよう安全安心ネット・エリアメール・フェニックス防災システム・県衛星通</p>	<p>時点修正</p>

項	修正前	修正後（案）	主な理由等
	<p>通信ネットワーク・防災行政無線・ケーブルテレビ・ホームページなどの通信機器を状況に応じ活用する。</p> <p>②確保対策（防災関係機関等との連絡）</p> <p>ア）孤立集落対策 <u>衛星携帯電話</u>（訓練実施） （略）</p> <p>オ）防災行政無線 本庁舎、上月支所、南光支所、三日月支所、<u>西はりま消防組合（佐用消防署）</u>に放送卓あり （略）</p>	<p>信ネットワーク・防災行政無線・ケーブルテレビ・ホームページなどの通信機器を状況に応じ活用する。</p> <p>②確保対策（防災関係機関等との連絡）</p> <p>ア）孤立集落対策 <u>IP無線機</u>（訓練実施） （略）</p> <p>オ）防災行政無線 本庁舎、上月支所、南光支所、三日月支所に放送卓あり （略）</p>	
第2章 第6節 (49P)	(5) 情報システム ① バックアップ （略） <u>※ ただし、ケーブルテレビを優先した場合、情報システムは使用できない。</u> ② 確保対策 （略） ■ <u>今後の対策</u> サーバーマシンの転倒防災対策を実施する。（総務課） <u>サーバー等情報機器専用の自家発電装置を設置する。（総務課）</u> 手作業で業務を継続することもあり、マニュアルの整備や訓練等を行う。（全課）	(5) 情報システム ① バックアップ （略） <u>（削除）</u> ② 確保対策 （略） <u>イ）サーバーの防災対策</u> <u>a）サーバー等情報機器専用の自家発電装置を設置済</u> ■ <u>継続対策</u> サーバーマシンの転倒防災対策を実施する。（情報政策課） <u>（削除）</u> 手作業で業務を継続することもあり、 <u>平時から</u> マニュアルの整備や訓練等を行う。（全課）	時点修正
第2章 第6節 (49P)	(6) トイレ （略） ② 確保対策 ア）住民課は仮設トイレを9基保管 イ）企画防災課は避難所用とし <u>6基確保、26年度4基確保（計10基確保）</u> ■ <u>今後の対策</u>	(6) トイレ （略） ② 確保対策 ア）住民課は仮設トイレを9基保管 イ）企画防災課は避難所用とし <u>10基確保</u> ■ <u>継続対策</u>	時点修正

項	修正前	修正後（案）	主な理由等																																																																																																
第2章 第6節 (50P)	<p>(略)</p> <p>(7) 飲料水・食料等</p> <p>①職員の飲料水・食料の備蓄状況 現在、職員用の飲料水・食料の備蓄はない。</p> <p>(略)</p> <p>②確保対策</p> <p>ア) 24年度から計画的に、職員用の飲料水及び食料を備蓄（企画防災課）</p> <p>※ 平成21年度台風第9号災害の対応から、上記※（内閣府の業務継続計画）とは異なるが、24年度に職員1食分300食の備蓄を行った。</p> <p>(略)</p> <p>■今後の対策</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 飲料水・食料等</p> <p>①職員の飲料水・食料の備蓄状況 現在、職員用の飲料水・食料を1食分備蓄している。</p> <p>(略)</p> <p>②確保対策</p> <p>ア) 24年度から計画的に、職員用の飲料水及び食料を備蓄（企画防災課）</p> <p>※ 平成21年度台風第9号災害の対応から、上記※（内閣府の業務継続計画）とは異なるが、<u>22年度から職員用の飲料水及び食料の備蓄を行い、24年度からは職員1食分300食の備蓄を行っている。</u></p> <p>(略)</p> <p>■継続対策</p> <p>(略)</p>	時点修正																																																																																																
第2章 第6節 (50～51P)	<p>2 計画的な対策の実施</p> <p>1で非常時優先業務に必要な資源を分析した結果、業務開始目標時間までに非常時優先業務を開始・再開できないため、次のとおり計画的な対策を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要資源</th> <th>現状</th> <th>対策項目</th> <th>対策後</th> <th>担当課</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災拠点 ・本庁舎、各支所、西はりま消防組合（佐用消防署）</td> <td>代替施設</td> <td>・本庁舎に防災対策室等を備えた施設を増築</td> <td>・災害対策本部の維持可能 ・代替施設の必要なし</td> <td>総務課 企画防災課</td> <td>平成26年度完成</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>情報機器、又はケーブルテレビが使用できない</td> <td>・自家発電装置の設置</td> <td>・情報機器及びケーブルテレビの使用が可能</td> <td>総務課</td> <td>25年度より実施</td> </tr> <tr> <td>通信 (防災行政無線)</td> <td>地区遠隔装置のない集落あり 孤立集落にない集落あり</td> <td>・地区遠隔装置の設置 ・防災行政無線デジタル化</td> <td>・集落内放送可能 ・双方向通信可能</td> <td>総務課</td> <td>24年度より実施中</td> </tr> <tr> <td>情報システム</td> <td>サーバーの転倒防災未対策</td> <td>・サーバーの転倒防止対策を実施 ・専用自家発電装置を設置</td> <td>・サーバー転倒なし ・停電時に作動</td> <td>総務課</td> <td>25年度より実施</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>トイレ不足</td> <td>・仮設トイレの確保 ※ 計画目標数を決定し、毎年計画的に確保</td> <td>・トイレ不足解消</td> <td>住民課 企画防災課</td> <td>25年度より実施 避難所用(6基確保済)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	必要資源	現状	対策項目	対策後	担当課	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	防災拠点 ・本庁舎、各支所、西はりま消防組合（佐用消防署）	代替施設	・本庁舎に防災対策室等を備えた施設を増築	・災害対策本部の維持可能 ・代替施設の必要なし	総務課 企画防災課	平成26年度完成	電力	情報機器、又はケーブルテレビが使用できない	・自家発電装置の設置	・情報機器及びケーブルテレビの使用が可能	総務課	25年度より実施	通信 (防災行政無線)	地区遠隔装置のない集落あり 孤立集落にない集落あり	・地区遠隔装置の設置 ・防災行政無線デジタル化	・集落内放送可能 ・双方向通信可能	総務課	24年度より実施中	情報システム	サーバーの転倒防災未対策	・サーバーの転倒防止対策を実施 ・専用自家発電装置を設置	・サーバー転倒なし ・停電時に作動	総務課	25年度より実施	トイレ	トイレ不足	・仮設トイレの確保 ※ 計画目標数を決定し、毎年計画的に確保	・トイレ不足解消	住民課 企画防災課	25年度より実施 避難所用(6基確保済)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2 計画的な対策の実施</p> <p>1で非常時優先業務に必要な資源を分析した結果、業務開始目標時間までに非常時優先業務を開始・再開できないため、次のとおり計画的な対策を実施している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要資源</th> <th>当時の現状</th> <th>対策項目</th> <th>対策後</th> <th>担当課</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災拠点 ・本庁舎、各支所、西はりま消防組合（佐用消防署）</td> <td>代替施設の確保</td> <td>・本庁舎に防災対策室等を備えた施設を増築 ・代替施設</td> <td>・災害対策本部の維持可能 ・上月支所、南光支所、三日月支所、西はりま消防組合（佐用消防署）など</td> <td>総務課 企画防災課</td> <td>平成26年度完成 確保済</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>情報機器、又はケーブルテレビが使用できない</td> <td>・自家発電装置の設置</td> <td>・情報機器及びケーブルテレビの使用が可能</td> <td>情報政策課</td> <td>25年度より実施</td> </tr> <tr> <td>通信 (防災行政無線)</td> <td>地区遠隔装置のない集落あり 孤立集落にない集落あり</td> <td>・地区遠隔装置の設置 ・防災行政無線デジタル化</td> <td>・集落内放送可能 ・双方向通信可能</td> <td>情報政策課</td> <td>実施済</td> </tr> <tr> <td>情報システム</td> <td>サーバーの転倒防災未対策</td> <td>・サーバーの転倒防止対策を実施 ・専用自家発電装置を設置</td> <td>・サーバー転倒なし ・停電時に作動</td> <td>情報政策課</td> <td>25年度より実施</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>トイレ不足</td> <td>・仮設トイレの確保 ※ 計画目標数を決定し、毎年計画的に確保</td> <td>・トイレ不足解消</td> <td>住民課 企画防災課</td> <td>25年度より実施 避難所用(10基確保済)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	必要資源	当時の現状	対策項目	対策後	担当課	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	防災拠点 ・本庁舎、各支所、西はりま消防組合（佐用消防署）	代替施設の確保	・本庁舎に防災対策室等を備えた施設を増築 ・代替施設	・災害対策本部の維持可能 ・上月支所、南光支所、三日月支所、西はりま消防組合（佐用消防署）など	総務課 企画防災課	平成26年度完成 確保済	電力	情報機器、又はケーブルテレビが使用できない	・自家発電装置の設置	・情報機器及びケーブルテレビの使用が可能	情報政策課	25年度より実施	通信 (防災行政無線)	地区遠隔装置のない集落あり 孤立集落にない集落あり	・地区遠隔装置の設置 ・防災行政無線デジタル化	・集落内放送可能 ・双方向通信可能	情報政策課	実施済	情報システム	サーバーの転倒防災未対策	・サーバーの転倒防止対策を実施 ・専用自家発電装置を設置	・サーバー転倒なし ・停電時に作動	情報政策課	25年度より実施	トイレ	トイレ不足	・仮設トイレの確保 ※ 計画目標数を決定し、毎年計画的に確保	・トイレ不足解消	住民課 企画防災課	25年度より実施 避難所用(10基確保済)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	時点修正
必要資源	現状	対策項目	対策後	担当課	備考																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
防災拠点 ・本庁舎、各支所、西はりま消防組合（佐用消防署）	代替施設	・本庁舎に防災対策室等を備えた施設を増築	・災害対策本部の維持可能 ・代替施設の必要なし	総務課 企画防災課	平成26年度完成																																																																																														
電力	情報機器、又はケーブルテレビが使用できない	・自家発電装置の設置	・情報機器及びケーブルテレビの使用が可能	総務課	25年度より実施																																																																																														
通信 (防災行政無線)	地区遠隔装置のない集落あり 孤立集落にない集落あり	・地区遠隔装置の設置 ・防災行政無線デジタル化	・集落内放送可能 ・双方向通信可能	総務課	24年度より実施中																																																																																														
情報システム	サーバーの転倒防災未対策	・サーバーの転倒防止対策を実施 ・専用自家発電装置を設置	・サーバー転倒なし ・停電時に作動	総務課	25年度より実施																																																																																														
トイレ	トイレ不足	・仮設トイレの確保 ※ 計画目標数を決定し、毎年計画的に確保	・トイレ不足解消	住民課 企画防災課	25年度より実施 避難所用(6基確保済)																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
必要資源	当時の現状	対策項目	対策後	担当課	備考																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
防災拠点 ・本庁舎、各支所、西はりま消防組合（佐用消防署）	代替施設の確保	・本庁舎に防災対策室等を備えた施設を増築 ・代替施設	・災害対策本部の維持可能 ・上月支所、南光支所、三日月支所、西はりま消防組合（佐用消防署）など	総務課 企画防災課	平成26年度完成 確保済																																																																																														
電力	情報機器、又はケーブルテレビが使用できない	・自家発電装置の設置	・情報機器及びケーブルテレビの使用が可能	情報政策課	25年度より実施																																																																																														
通信 (防災行政無線)	地区遠隔装置のない集落あり 孤立集落にない集落あり	・地区遠隔装置の設置 ・防災行政無線デジタル化	・集落内放送可能 ・双方向通信可能	情報政策課	実施済																																																																																														
情報システム	サーバーの転倒防災未対策	・サーバーの転倒防止対策を実施 ・専用自家発電装置を設置	・サーバー転倒なし ・停電時に作動	情報政策課	25年度より実施																																																																																														
トイレ	トイレ不足	・仮設トイレの確保 ※ 計画目標数を決定し、毎年計画的に確保	・トイレ不足解消	住民課 企画防災課	25年度より実施 避難所用(10基確保済)																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														

項	修正前	修正後（案）	主な理由等																																
第2章 第6節 (52P)	3 災害警戒本部・災害対策本部の設置及び指揮の権限 (2) 避難勧告等の発令 原則として、避難勧告等の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や土砂災害における危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、各地域対策部長の判断により避難勧告等の発令を行うことができる。(略)	3 災害警戒本部・災害対策本部の設置及び指揮の権限 (2) 避難指示等の発令 原則として、避難指示等の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や土砂災害における危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、各地域対策部長の判断により避難指示等の発令を行うことができる。(略)	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更																																
第3章 第1節 (53P)	2 教育・訓練に係る実施計画（例） <table border="1" data-bbox="371 520 1050 624"> <thead> <tr> <th>訓練等の種類</th> <th>内 容</th> <th>担当課 (対象課等)</th> <th>頻度等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>データ関係の確認</td> <td>重要記録・データ、情報システムの確認</td> <td>総務課（全課）</td> <td>毎年2回</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	訓練等の種類	内 容	担当課 (対象課等)	頻度等	(略)	(略)	(略)	(略)	データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認	総務課（全課）	毎年2回	(略)	(略)	(略)	(略)	2 教育・訓練に係る実施計画（例） <table border="1" data-bbox="1088 520 1771 624"> <thead> <tr> <th>訓練等の種類</th> <th>内 容</th> <th>担当課 (対象課等)</th> <th>頻度等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>データ関係の確認</td> <td>重要記録・データ、情報システムの確認</td> <td>情報政策課（全課）</td> <td>毎年2回</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	訓練等の種類	内 容	担当課 (対象課等)	頻度等	(略)	(略)	(略)	(略)	データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認	情報政策課（全課）	毎年2回	(略)	(略)	(略)	(略)	時点修正
訓練等の種類	内 容	担当課 (対象課等)	頻度等																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認	総務課（全課）	毎年2回																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
訓練等の種類	内 容	担当課 (対象課等)	頻度等																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認	情報政策課（全課）	毎年2回																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
第4章 第1節 (56P)	1 行政機関向けのガイドライン（国内） (1) 中央省庁業務継続ガイドライン【内閣府】 http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomukeizoku/index.html (2) 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針 http://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_bcp_bcp.htm (3) 地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン【総務省】 http://www.soumu.go.jp/menu_news/snews/2008/080821_3.html (4) 下水道BCP策定マニュアル（地震編）【国土交通省】 http://www.mlit.go.jp/report/press/city13_hh_000091.html 2 中央省庁や地方公共団体の業務継続計画（国内） (1) 中央省庁等の業務継続計画 http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomukeizoku/link_chuou.html	1 行政機関向けのガイドライン（国内） (1) 中央省庁業務継続ガイドライン【内閣府】 https://www.bousai.go.jp/taisaku/chuogyomukeizoku/index.html (2) 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針 https://www.mlit.go.jp/common/001145819.pdf (3) 地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン【総務省】 https://www.soumu.go.jp/main_content/000145527.pdf (4) 下水道BCP策定マニュアル（地震編）【国土交通省】 https://www.mlit.go.jp/report/press/city13_hh_000091.html 2 中央省庁や地方公共団体の業務継続計画（国内） (1) 中央省庁等の業務継続計画 https://www.bousai.go.jp/taisaku/chuogyomukeizoku/link_chuou.html	時点修正																																

項	修正前	修正後（案）	主な理由等
	<p>(2) 地方公共団体の業務継続計画</p> <p>東京都： http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/bcp.html</p> <p>大阪府： http://www.pref.osaka.jp/kikikanri/gyoumukeizo/kukeikaku/index.html</p> <p>愛知県： http://www.pref.aichi.jp/0000028478.html</p> <p>上郡町： http://www.town.kamigori.hyogo.jp/cms-sypher/www/sevice/detail.jsp?id=7323</p> <p>3 その他 業務継続に関連するリンク集（内閣府） http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomukeizoku/link.html</p> <p>（注）国外を含めた様々なガイドラインや計画等が整理されている。</p>	<p>(2) 地方公共団体の業務継続計画</p> <p>東京都： https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/bousai/100027/1000296.html</p> <p>大阪府： https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/gyoumukeizoku/kukeikaku/index.html</p> <p>愛知県： https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai/0000028478.html</p> <p>上郡町： https://www.town.kamigori.hyogo.jp/soshiki/juminka/gyomuannai/anzen_anshin/bosai/sonaete/keikaku/4359.html</p> <p>3 その他 業務継続に関連するリンク集（内閣府） https://www.bousai.go.jp/taisaku/chuogyomukeizoku/link.html</p> <p>（注）国外を含めた様々なガイドラインや計画等が整理されている。</p>	